

平成23年度

東日本大震災福島原発事故復興支援事業実施報告書

平成24年2月

財団法人 福島県生活衛生営業指導センター

目 次

1	目的	1
2	現状	1
3	事業実施内容	1
4	事業経過報告	1
	（1）再生支援事業の充実	1
	（2）災害関係貸付の推進	2
	（3）災害特別相談会の開催	2
	（4）被災状況、損害状況、復興計画の調査	3
	（5）復興・自立のための各種情報の提供	3
	（6）震災補償の積算	4
	（7）研修会の開催	5
	（8）災害復興対策協議会の開催	5
5	総括	6
6	東日本大震災復興に関するアンケート調査結果	7
	（1）調査目的	7
	（2）調査項目と調査方法	7
	（3）調査対象	10
	（4）調査の単純集計結果	10
	（5）調査のクロス集計結果	18
	（6）自由記述の内容	27
7	資料編	33
	資－1 災害復興再生支援事業実施内容	33
	資－2 災害特別相談会開催実績	38
	資－3 災害特別相談会実施結果	39
	資－4 広報チラシ「生衛ふくしま」	43
	資－5 空き店舗情報	49
	資－6 生活衛生改善貸付（衛経）チラシ	53
	資－7 福島原発事故対策研修会実施要領	54
	資－8 東日本大震災福島原発事故復興支援協議会設置要綱	55
	資－9 東日本大震災復興支援協議会委員名簿	57

1 目的

地震、津波、原発事故、風評被害等により生活衛生営業者が経営存続の危機に瀕している。

金融、経営、労務等の支援を行うことにより復興を促進する。

2 現状

福島県内の生活衛生営業者は、平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災により店舗の流出や損壊により大きな痛手を受けている。

同時に発生した福島原発事故により、避難区域設定に伴う人口の減少をはじめ地域コミュニティの崩壊、ふくしまブランドの喪失、イメージの低下及び人的資源の流出などによる地域経済活動全般に大きな影響が生じている。

さらに被爆等による将来の生活への不安とそれに伴う自主的避難者も急増している。

このようなことから採算計画がなりたたないため再生に着手できない事業者が多くなっている。

10 か月以上経過してもこの混乱は収束できていない現況である。

3 事業実施内容

- (1) 再生支援事業の充実
- (2) 災害関係貸付の推進
- (3) 災害特別相談会の開催
- (4) 被災状況、損害状況、復興計画の調査
- (5) 復興・自立のための各種情報の提供
- (6) 震災補償の積算
- (7) 研修会の開催
- (8) 災害復興対策協議会の開催

4 事業経過報告

(1) 再生支援事業の充実

ア 事業の概要

地震津波による被害、福島原発事故による被害、風評被害、避難から再生するための経営計画、資金繰り、店舗づくり等について専門家のアドバイスをを行うことによって営業を再開できるよう支援を行う。

イ 事業の実績

災害により営業休止された生衛事業所に対して再生支援を 10 件行った。

支援内容は、資料編 33～37 ページのとおりである。

NO.	指導業種	支援内容	住所	指導日	専門家名
1	飲食	経営	いわき市	23. 6. 3	中小企業診断士
2	理容	財務	南相馬市	23. 8. 3	中小企業診断士
3	喫茶	経営	南相馬市	23. 9. 7	中小企業診断士
4	すし	店舗	福島市	23. 8. 25	建築士
5	ク	経営	いわき市	23. 9. 6	建築士
6	飲食	経営	白河市	23. 9. 13	中小企業診断士
7	理容	店舗	いわき市	23. 9. 28	建築士
8	飲食	店舗	白河市	23. 9. 28	建築士
9	理容	経営	相馬市	23. 10. 4	中小企業診断士
10	喫茶	経営	南相馬市	23. 10. 17	デザイナー

ウ 事業の効果

支援した事業所は、営業継続、営業再開、営業再開に向けて進行中と、効果あった。

(2) 災害関係貸付の推進

ア 事業の概要

日本政策金融公庫国民生活事業の①生活衛生改善貸付(通常貸付及び震災別枠)、②東日本大震災復興特別貸付などの利用について、周知・支援する。

イ 事業の実績

事業再生のための融資について推薦、紹介を行い、実行された事業所は再開できた。

ウ 事業の効果

震災による店舗の新・増改築等の設備資金が4割、福島原発事故に伴う風評被害による売上減少に対する繋ぎ運転資金が6割と利用効果大。

(3) 災害特別相談会の開催

ア 事業の概要

被災地に出向いて相談会を開催する。

相談会には、専門家を派遣して返済計画や経営計画などの相談を実施する。

イ 事業の実績

災害特別相談会を、6回開催した。(資料編 38～42 ページ)

実施形態としては、①個別相談のみ、②講演(又は説明)と個別相談、③説明会(質疑応答を含む)のみの3通りであった。

相談対応としては、指導センター経営指導員のほか、日本政策金融公庫各支店融資課職員の協力を頂いた。また、中小企業診断士を派遣し、個別相談や講演をお願いした。

さらに、福島原発事故に伴い、生活衛生営業者が東京電力に対して損害賠償請求を円滑に行えるように、東京電力の職員や弁護士による説明会を延べ3回開催した。

ウ 事業の効果

災害特別相談会は、従来から実施している地区相談会だけでは網羅することが困難な相談等に対応できるように県内各地に出向く形で計画し実施した。

個別相談での相談内容は、被災した店舗の再建・営業再開に向けた融資の相談のほか、売上減少への対策について、専門家の指導依頼(再生特別支援)などが多く見受けられた。

ただ、相談者の数が想定を下回ってしまったケースもあり、実施時期のタイミングの難しさがあった。特に、福島原発事故に伴う緊急時避難準備区域等における相談会の開催時期は、融資などの相談が動き出す時期と開催時期が合致せず、相談者が少ない結果に終わった面もあった。

一方、東京電力への損害賠償請求説明会には、風評被害を被った生活衛生営業者の関心の高さから多くの参加者があり、熱心な質疑応答が行われた。円滑な損害賠償請求の一助になったものと思われる。

(4) 被災状況、損害状況、復興計画の調査

ア 事業の概要

災害復興対策協議会や独自に実施するアンケート調査を通して、被災状況、損害状況、復興計画の立案に必要な支援について把握する。

イ 事業の実績

災害復興対策協議会において、県内各組合の組合員から、業種や地域ごとの被災状況、損害状況、希望する支援内容について聞き取り調査を行った。また、県内の各組合の組合員に対してアンケート調査を実施し、308票の有効回答を得られた。この回答に基づき、定量的に被災状況、復興のための支援について検討した。(6 東日本大震災復興に関するアンケート調査結果を参照)

ウ 事業の効果

業種や地域によって、被災状況、被害状況、その後の復旧状況が異なることが、災害復興対策協議会での聞き取り調査により明らかになった。また、アンケート調査により、さらに、男性事業者と女性事業者の置かれている状況の差異などについても把握することができた。

また、情報発信について、福島県生活衛生営業指導センターと関係する組合の役割、効果、課題について把握することができた。これらの結果をまとめ、復興のために求められる支援内容を明らかにすることができた。

(5) 復興・自立のための各種情報の提供

ア 事業の概要

復興・自立に有効な関係機関の情報((2)を除く)を収集するとともに、当該情報を被災及び風評被害などを被った生活衛生営業者に対し、分かりやすく円滑かつ迅速に提供する。

イ 事業の実績

(ア) 広報チラシの発行

東日本大震災及び福島原発事故関連の調査結果や研修会の講演記録、損害賠償相談窓口等の情報提供を行うため、A4判両面印刷のチラシ(資料編 43～48 ページ)を作成し、指導センターの広報誌「生衛ふくしま」に挟み込んで県内全ての生活衛生同業組合員に配付した。 ＊5,300 部×3回発行

(イ) 空き店舗情報の配付

福島市、二本松市、郡山市、白河市の空き店舗情報(資料編 49～52 ページ)を双葉地方8町村に配付した。

(ウ) 生活衛生改善貸付(衛経)チラシの配付

生活衛生同業組合(12 組合)にチラシ(資料編 53 ページ)を配付した。

ウ 事業の効果

(ア) 広報チラシの発行

東日本大震災及び福島原発事故に伴う風評被害などについてアンケート調査を実施したが、その調査結果(中間報告)を公表・掲載するとともに、福島原発事故対策研修会の講演記録(放射能に関する知識や損害賠償に関する法律専門家の講演内容)を掲載し、広く生活衛生営業者に周知を図ることができた。

また、東京電力に対する損害賠償請求は、風評被害に悩む県内生活衛生営業者にとっては、極めて重要かつ喫緊の課題であり、相談窓口等の情報や請求に関するQ&Aを提供することにより、損害賠償請求事務の円滑な遂行と復興に向けた態勢作りに多少なりとも役立ったものと思われる。

(イ) 空き店舗情報の配付

空き店舗情報を避難地区(双葉地方8町村)に発送し、周知を図ることができた。

(ウ) 生活衛生改善貸付(衛経)チラシの配付

生活衛生同業組合(12 組合)にチラシを発送し、周知を図ることができた。

(6) 震災補償の積算

ア 事業の概要

補償金請求について説明会や、相談会を開催し、県内生活衛生営業者に周知を図る。

イ 事業の実績

損害賠償請求説明会を開催した。

ウ 事業の効果

請求書の書き方、請求先、問合せ先等を周知でき、円滑に請求ができる環境を確立した。

(7) 研修会の開催

ア 事業の概要

東日本大震災及び福島原発事故により、生活衛生営業者は大きな痛手を被っている。

このため、福島原発事故による放射能対策や風評被害を含む損害賠償請求について説明会を開催し、生活衛生営業者の復興支援の一助とすることを目的とする。

イ 事業の実績

「生衛業者のための福島原発事故対策研修会実施要領」(資料編 54 ページ)に基づき研修会を開催した。 *参加者数 93 名

なお、参加者に対し、「生活衛生業の東日本大震災に関するアンケート調査」も併せて実施した。 *アンケート回収数 45 名

ウ 事業の効果

研修会により放射能に関する基礎的知識を習得するとともに、損害賠償請求の中間指針等について詳しい説明を聞き、営業上の今後の対応を考える上で大いに参考になったものと思われる。

なお、アンケート調査は、別途生同組合に対しても実施した。(6 東日本大震災復興に関するアンケート調査結果を参照)

(8) 災害復興対策協議会の開催

ア 事業の概要

東日本大震災及び福島原発事故により生活衛生営業者が経営存続の危機に瀕している。金融、経営、労務等の支援を行い、復興を促進するため、東日本大震災福島原発事故復興支援協議会を設置する。

イ 事業の実績

(ア) 第1回支援協議会の開催

日 時 平成 23 年 7 月 26 日 (金) 午後 2 時

場 所 コラッセふくしま 5 階 501 会議室

議 事

- ①平成 23 年度事業実施計画について
- ②福島原発事故対策研修会の開催について
- ③その他

(イ) 第2回支援協議会の開催

日 時 平成 24 年 2 月 6 日 (月) 午後 2 時

場 所 コラッセふくしま 4 階 402A 会議室

議 事

- ①平成 23 年度事業実施計画について
- ②報告書について
- ③その他



5 総括

東日本大震災及び福島原発事故によって、福島県内の生活衛生業は、甚大かつ歴史上でも経験したことが無い放射能汚染などの被害を受けた。社会全体、住民生活の復興のためにも、生衛業の復興は重要であり、急務である。福島県内の 12 組合の生活衛生業にあつては、地域ごと、業種ごとに被災状況、普及状況、要望する支援内容が異なり、東日本大震災から十数か月を経過しても混乱は収束していない。本事業が本格的に動き出した震災から3か月後の県内の生活衛生営業者にあつては、本格的に再開する準備が整っている営業者、復旧途上にある営業者、地域によっては、復旧に着手できない、事業地に立ち入ることもできない状況もある。また、組合支部が機能できない地域、積極的に支援や情報発信を行う組合があるなど、福島県内の 12 組合とその組合員の置かれている状況は、多様である。また、生活衛生業は、その業種ごとに多くの法令があり、避難先や移転先での営業にあたり、解決しなければならない課題もある。このような状況にあつても、生活衛生営業者の活動は、住民生活と営業者自身の生計に直結しているものであり、1日でも早い復旧と再建が必要である。

本事業では、被災状況と復旧状況、復旧、復興のための支援内容を把握しつつ、福島県生活衛生営業指導センターから県内 12 組合の組合員全体に支援サービスを提供した。同時に、タイムリーに支援が必要な営業者に、必要な支援を迅速に行うために、個別の要望にも対応した。

被災状況と復旧状況、復旧、復興のための支援内容の把握では、アンケート調査を実施し、分析を加え、支援サービスの充実を図った。また、復興・自立のために県内 12 組合へ、福島県生活衛生営業指導センターが紹介できる各種支援サービス、空き店舗、金融支援などの情報を提供し、支援サービスの周知を図った。支援サービスとしては、災害関係貸付についての営業者への紹介と融資元への推薦などを行い、また、被災地での専門家による経営相談、損害賠償請求の相談と実務、融資の相談と実務の相談会と研修会を開催した。

タイムリーに支援が必要な営業者に必要な支援を迅速に行うために、被災により営業できない生活衛生の 10 の事業所に対して再生支援を行った。この結果、相双、いわきをはじめ県内各地で、廃業を決意した生活衛生営業者に再建の後押しをできたこと、また、営業できずにいた営業者の再開を支援できた。

これらの計画実施評価にあたり、災害復興対策協議会を開催し、総括した。本事業によって、生活衛生営業者の再建の一助となり、営業再開に結びついたことは、県内 12 組合のみならず、地域社会にも貢献できたものと考えている。しかしながら、いまだに、多くの生活衛生営業者が、避難地域に帰れず、移転先で奮闘していたり、先の見通しが立たない中で補償を得ながらの避難生活で事業者としての意識を喪失したり、個人の努力だけでは克服するのが困難な風評被害に苦しんだりしている状況が続いている。生活衛生営業者への調査結果では、営業者への直接支援よりも、福島原発事故に関連する風評被害や業界ピーアールなどの社会全体や業種全体での支援要望が強く期待されている。このような現状に鑑み、短期的、長期的な支援を組み合わせ、生活衛生営業の発展と存続に取り組んでいく必要がある。

6 東日本大震災復興に関するアンケート調査結果

(1) 調査目的

東日本大震災及び福島原発事故によって、生活衛生関係営業(以下、生衛業と呼ぶ)も甚大な被害を受けた。社会全体、住民生活の復興のためにも、生衛業の復興は重要であり、急務である。しかし、福島県内の12組合の生衛業が連絡をとりあい、活動の場とする財団法人福島県生活衛生営業指導センターにあっても、福島県という大きな県土からなる広域の地域ごとに、また、福島原発事故の避難地域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域(平成23年9月30日解除)といった区分も存在し、さらには、生衛業ごとに、被害状況や復興のための要望が様々ではなく、復興への支援の検討は難しい状況にある。このため、短期的には復興への要望を個別に精査し迅速に対応しつつ、一方で、生衛業の被害状況の把握と復興ニーズの洗い出しも必要である。この生衛業の被害状況の把握と復興ニーズの洗い出し、財団法人福島県生活衛生営業指導センターの役割について理解を深めるために、調査を実施する。

(2) 調査項目と調査方法

次の事項について、生衛業を営む事業者がアンケート調査票に記入し、それらを集計する。

- (1) 災害による被害及び事業復旧の状況と今後の事業活動
- (2) 復旧、再建に向けての課題と要望
- (3) 復旧、再建に向けての支援受入れ状況

なお、実際に使用したアンケート調査票はA4サイズで両面に印刷したもので、次ページに2ページにわたり示すものである。

生活衛生業の東日本大震災復興に関するアンケート調査票

問1 あなたの事業は、生衛業のどれにあたりますか。【複数選択可】

- [サービス業] 1. 理容店 2. 美容店 3. 興行場(映画館等)
4. クリーニング店 5. 公衆浴場(銭湯等) 6. ホテル・旅館
7. 簡易宿泊所 8. 下宿営業
- [飲食業] 9. すし店 10. 麺類店(そば・うどん店等) 11. 中華料理店
12. 社交業(スナック、バー等) 13. 料理店(料亭等) 14. 喫茶店
15. その他の飲食店(食堂・レストラン等)
- [販売業] 16. 食肉販売店 17. 食鳥肉販売店 18. 氷雪販売店(氷屋等)

問2 事業の代表であるあなたの年齢は、おいくつですか。【単一選択】

1. 20歳未満 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳代 8. 80歳以上

問3 事業の代表であるあなたの性別を教えてください。【単一選択】

1. 男性 2. 女性

問4 あなたの生衛業の事業は創業から何年を経過されましたか。【単一選択】

1. 1年未満 2. 1年以上3年未満 3. 3年以上5年未満
4. 5年以上20年未満 5. 20年以上40年未満 6. 40年以上

問5 現在の生衛業の事業において、あなたは創業者ですか。【単一選択】

1. はい 2. いいえ、____代目

問6 あなたを含めて何人の従業員がおられますか。【単一選択】

1. 自分ひとり 2. 2人あるいは3人 3. 4人あるいは5人
4. 6人以上10人未満 5. 10人以上20人未満 6. 20人以上50人未満
7. 50人以上(約____人)

問7 あなたの主たる事業地域はどちらですか。【単一選択】

1. 県北 2. 県中 3. 県南 4. 相双 5. いわき 6. 会津
7. 県内広域 8. 県外も含めて広域 9. その他(____)

問8 災害による事業復旧状況で、あてはまるものはどれですか。また、選択したもの
の[]内についても、該当するものに○を付けてください。【複数回答可】

1. 現在でも休業している 2. 既設地で【一部／全部】仮設的再開
3. 既設地で【一部／全部】本格的再開 4. 地域内に移転し【一部／全部】仮設的再開
5. 地域内に【一部／全部】移転し本格的再開 8. 未定
6. 地域外に【一部／全部】移転し仮設的再開 9. その他 []
7. 地域外に【一部／全部】移転し本格的再開

裏面にも設問がありますので回答をお願いします。

問9 「現在、休業している事業者」の方に、今後について伺います。【複数回答可】

1. 事業復旧に取り組んでいる
2. 補償内容に応じて
3. 公的あるいは金融機関の支援内容に応じて
4. 仮設的にでも、一部でも再開したい
5. 既設事業地域外でも再開したい
6. 廃業の予定
7. その他 ()

問10 「現在、一部再開している事業者」の方に、伺います。【記述】

3月11日以降、一部再開するまでに要した日数:()

本格的再開予定日:()3か月後など自由に表記ください

問11 「現在、再開している事業者」の方に、伺います。【記述】

3月11日以降、再開するまでに要した日数:()

問12 災害からの復旧、再建に向けての課題は何ですか。【複数回答可】

1. 原発事故の収束
2. 自身の居住の確保
3. 防災、安全の確保
4. 従業員の確保
5. 建屋、駐車場、設備の修繕
6. 新しい事業地の確保
7. 仕入先の確保
8. 集客活動
9. 資金調達
10. 組合運営の再開、活性化
11. 風評被害 ()
12. 規制緩和 ()
13. その他 ()

問13 3月11日以降に、あなたの事業で受けた支援は何ですか。【複数回答可】

1. 災害貸付
2. 専門家による無料経営相談
3. 被害状況の調査、見積もり
4. 各種補償 ()
5. 災害ボランティア活動
6. 他県を含む組合の支援活動 ()
7. その他 ()

問14 復旧、再建に向けて、支援を希望するものは何ですか。【複数回答可】

1. 災害貸付
2. 専門家による無料経営相談
3. 被害状況の調査、見積もり
4. 各組合の業界ピーアール
5. 風評被害根絶のための取組み
6. 新事業分野進出への支援
7. その他 ()

問15 復旧、再建に役立つ情報をどこから得ていますか。【複数回答可】

1. 得られていない
2. 金融機関
3. 事業地の自治体
4. 所属する組合
5. 生活衛生営業指導センター
6. その他 ()

問16 現在、後継者、あるいは、その候補者はいらっしゃいますか。【単一選択】

1. いない
2. 配偶者
3. 子
4. 親類
5. 従業員
6. その他 ()

問17 災害からの生衛業の復旧、再建に後継者の向けての課題などについて、自由に記述いただければ幸いです。【自由記述】

以上、ご回答をいただきありがとうございました。

こちらは裏面になります。

(3) 調査対象

財団法人福島県生活衛生営業指導センターと連携する福島県内の生衛業の組合に所属する事業者、5,197名(平成23年7月31日現在)を対象とし、次の方法でアンケート調査への記入を依頼した。

(1)平成23年8月11日に福島市で財団法人福島県生活衛生営業指導センターが主催した「生衛業者のための福島原発事故対策研修会」の会場で、アンケート調査票を配布し、記入を依頼した。

(2)平成23年9月に福島県内の生衛業の12組合に対して、所属する組合員への依頼するようお願いした。

この結果、308の事業者から回答を得ることができた。

(4) 調査の単純集計結果

(4)－1. 回答者の基本情報の単純集計結果

[問1 あなたの事業は、生衛業のどれにあたりますか。【複数選択可】]

- | | | |
|------------------------|----------------|--------------|
| 1. 理容店 | 2. 美容店 | 3. 興行場(映画館等) |
| 4. クリーニング店 | 5. 公衆浴場(銭湯等) | 6. ホテル・旅館 |
| 7. 簡易宿泊所 | 8. 下宿営業 | 9. すし店 |
| 10. 麺類店(そば・うどん店等) | 11. 中華料理店 | |
| 12. 社交業(スナック、バー等) | 13. 料理店(料亭等) | 14. 喫茶店 |
| 15. その他の飲食店(食堂・レストラン等) | 16. 食肉販売店 | |
| 17. 食鳥肉販売店 | 18. 氷雪販売店(氷屋等) | |

表1 回答者の事業の分布

区分	回答数	割合[%]	
1. 理容店	54	17.5	
2. 美容店	50	16.2	
3. 興行場(映画館等)	2	0.6	
4. クリーニング店	19	6.2	
5. 公衆浴場(銭湯等)	7	2.3	
6. ホテル・旅館	63	20.5	
7. 簡易宿泊所	2	0.6	
8. 下宿営業	2	0.6	
9. すし店	12	3.9	
10. 麺類店(そば・うどん店等)	13	4.2	
11. 中華料理店	14	4.5	
12. 社交業(スナック、バー等)	10	3.2	
13. 料理店(料亭等)	7	2.3	
14. 喫茶店	7	2.3	
15. その他の飲食店(食堂・レストラン等)	24	7.8	
16. 食肉販売店	36	11.7	
17. 食鳥肉販売店		0.0	
18. 氷雪販売店(氷屋等)	1	0.3	

総回答数 N= 323

アンケート調査に回答いただいた福島県内 308 人の回答者の事業区分である。表1の割合は、事業ごとの回答数を全回答数 308 件で割ったものをパーセントで表示したものであり、生活衛生業全体に占める事業の割合を示したものではない。以下、この表1に示した回答者の事業分布を念頭に調査結果を考察する必要がある。

〔問2 事業の代表であるあなたの年齢は、おいくつですか。【単一選択】〕

1. 20 歳未満 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代
5. 50 歳代 6. 60 歳代 7. 70 歳代 8. 80 歳以上

表2 回答者の年齢の分布

区分	回答数	割合[%]
20歳未満	0	0.0
20歳代	3	1.0
30歳代	10	3.2
40歳代	50	16.2
50歳代	92	29.9
60歳代	114	37.0
70歳代	36	11.7
80歳以上	3	1.0

総回答数 N= 308

アンケート調査に回答いただいた方の年齢の分布である。40 歳代から 70 歳代の方から多くの回答をいただいている。

〔問3 事業の代表であるあなたの性別を教えてください。【単一選択】〕

1. 男性 2. 女性

表3 回答者の性別の分布

区分	回答数	割合[%]
男性	229	74.4
女性	76	24.7
無効	1	0.3
無回答	2	0.6

総回答数 N= 308

アンケート調査に回答いただいた方の性別の分布である。回答者の約4分の3を男性が占めている。

〔問4 あなたの生衛業の事業は創業から何年を経過されましたか。【単一選択】〕

1. 1年未満 2. 1年以上3年未満 3. 3年以上5年未満
4. 5年以上 20 年未満 5. 20 年以上 40 年未満 6. 40 年以上

表4 回答者の事業の創業からの年数の分布

区分	回答数	割合[%]
1年未満	3	1.0
1年以上3年未満	3	1.0
3年以上5年未満	3	1.0
5年以上20年未満	40	13.0
20年以上40年未満	100	32.5
40年以上	153	49.7
無効	2	0.6
無回答	4	1.3

総回答数 N= 308

アンケート調査に回答いただいた方の事業の創業からの経過年数の分布である。創業してから20年以上を経過している方が回答者の80パーセント程度を占めている。

〔問5 現在の生衛業の事業において、あなたは創業者ですか。【単一選択】〕

1. はい 2. いいえ、(代目)

表5 回答者の事業世代の分布

区分	回答数	割合[%]
創業者	160	51.9
2代目	73	23.7
3代目	30	9.7
4代目	19	6.2
4代目以降	13	4.2
無回答	13	4.2

総回答数 N= 308

アンケート調査に回答いただいた方が事業創業から何世代目にあたるのかを示した分布である。回答者に占める創業者の割合は約50パーセントであることがわかる。

〔問6 あなたを含めて何人の従業員がおられますか。【単一選択】〕

1. 自分ひとり 2. 2人あるいは3人 3. 4人あるいは5人
4. 6人以上10人未満 5. 10人以上20人未満 6. 20人以上50人未満
7. 50人以上(約 人)

表6 回答者の事業規模(従業員数)の分布

区分	回答数	割合[%]
自分ひとり	46	14.9
2人あるいは3人	112	36.4
4人あるいは5人	57	18.5
6人以上10人未満	26	8.4
10人以上20人未満	30	9.7
20人以上50人未満	22	7.1
50人以上	12	3.9
無回答	3	1.0

総回答数 N= 308

アンケート調査に回答いただいた方のご自身の事業に携わる従業員数の分布である。

〔問7 あなたの主たる事業地域はどちらですか。【単一選択】〕

1. 県北 2. 県中 3. 県南 4. 相双 5. いわき 6. 会津
7. 県内広域 8. 県外も含めて広域 9. その他()

表7 回答者の事業地域の分布

区分	回答数	割合[%]
県北	59	19.2
県中	35	11.4
県南	27	8.8
相双	69	22.4
いわき	53	17.2
会津	45	14.6
県内広域	4	1.3
県外も含めて広域	10	3.2
その他	2	0.6
不明	2	0.6
無回答	2	0.6

総回答数 N= 308

表7は、アンケート調査に回答いただいた方の事業地の分布である。相双、県北、いわきなどの地域で事業をしている方の回答が多いものの、県内全域の事業者から回答が寄せられていることがわかる。

(4) - 2. 事業復旧の状況の単純集計結果

〔問8 災害による事業復旧状況で、あてはまるものはどれですか。【複数回答可】〕

1. 現在でも休業している 2. 既設地で仮設的再開 3. 既設地で本格的再開
4. 地域内に移転し仮設的再開 5. 地域内に移転し本格的再開 8. 未 定
6. 地域外に移転し仮設的再開 7. 地域外に移転し本格的再開 9. その他

表8 事業復旧状況

区分	回答数	割合[%]
現在でも休業している	30	10.7
既設地で仮設的再開	16	5.7
既設地で本格的再開	222	79.0
地域内に移転し仮設的再開	2	0.7
地域内に移転し本格的再開	2	0.7
地域外に移転し仮設的再開	2	0.7
地域外に移転し本格的再開	1	0.4
未定	2	0.7
その他	15	5.3

総回答数 N= 292

休業状態にある事業者が1割ほどみられる。また、地域の内外に移転して事業を再開している事業者はわずかであり、生衛業という特性上、既設の事業地での再開が望まれている実態を裏付けていると思われる。

〔問9「現在、休業している事業者」の方に、今後について伺います。【複数回答可】〕

1. 事業復旧に取り組んでいる
2. 補償内容に応じて
3. 公的あるいは金融機関の支援内容に応じて
4. 仮設的にでも、一部でも再開したい
5. 既設事業地域外でも再開したい
6. 廃業の予定
7. その他

表9 現在、休業している事業者の事業復旧状況

区分	回答数	割合[%]
事業復旧に取り組んでいる	13	40.6
補償内容に応じて	8	25.0
公的あるいは金融機関の支援内容に応じて	2	6.3
仮設的にでも、一部でも再開したい	10	31.3
既設事業地域外でも再開したい	3	9.4
廃業の予定	5	15.6
その他	3	9.4

総回答数 N= 44

この設問に回答した事業者は32人である。表9に示した割合とは、それぞれの回答区分の回答数を、回答した事業者数32人で割ったものをパーセントで表示したものである。事業復旧に向けて取り組みを実施できない状況にある事業者は半数以上になると考えられる。

〔問10「現在、一部再開している事業者」の方に、伺います。【記述】〕

3月11日以降、一部再開するまでに要した日数：()

本格的再開予定日：()3か月後など自由に表記ください

表10 現在、一部再開している事業者の再開までの所要日数

区分	回答数	割合[%]
1-3日間	0	0.0
4-7日間	1	2.4
8-15日間	6	14.3
16-31日間(1か月程度)	16	38.1
32-62日間(2か月程度)	11	26.2
63-93日間(3か月程度)	6	14.3
94日以上(3か月を超える)	2	4.8

総回答数 N= 42

表11 現在、一部再開している事業者の本格的再開までの所要予定日数

区分	回答数	割合[%]
1-3日間	0	0.0
4-7日間	0	0.0
8-15日間	1	2.4
16-31日間(1か月程度)	1	2.4
32-62日間(2か月程度)	2	4.8
63-93日間(3か月程度)	2	4.8
94日以上(3か月を超える)	6	14.3
無回答	30	71.4

総回答数 N= 42

この設問に回答した事業者は 42 人である。表 10 と表 11 に示した割合とは、それぞれの回答区分の回答数を、回答した事業者数 42 人で割ったものをパーセントで表示したものである。事業を再開するまで、1, 2 か月を要した事業者が多く、甚大な被害である。また、本格的再開までの見通しが立たないためか、無回答が圧倒的に多い。また、回答した事業者であっても、本格的再開までの所要日数は3か月以上が最も多い。

〔問 11 「現在、再開している事業者」の方に、伺います。【記述】〕

3月 11 日以降、再開するまでに要した日数：()

表 12 本格的に再開している事業者の再開までの所要日数

区分	回答数	割合[%]
1-3日間	23	11.9
4-7日間	16	8.2
8-15日間	37	19.1
16-31日間(1か月程度)	71	36.6
32-62日間(2か月程度)	33	17.0
63-93日間(3か月程度)	6	3.1
94日以上(3か月を超える)	8	4.1
総回答数 N=		194

この設問に回答した事業者は 194 人である。本格的な再開には、2週間から2か月程度を要している。

(4) - 3. 事業の復旧、再建への課題の単純集計結果

〔問 12 災害からの復旧、再建に向けての課題は何ですか。【複数回答可】〕

1. 原発事故の収束 2. 自身の居住の確保 3. 防災、安全の確保
4. 従業員の確保 5. 建屋、駐車場、設備の修繕 6. 新しい事業地の確保
7. 仕入先の確保 8. 集客活動 9. 資金調達
10. 組合運営の再開、活性化 11. 風評被害() 12. 規制緩和()
13. その他()

表 13 復旧、再建に向けての課題

区分	回答数	割合[%]
原発事故の収束	246	88.2
自身の居住の確保	15	5.4
防災、安全の確保	66	23.7
従業員の確保	14	5.0
建屋、駐車場、設備の修繕	58	20.8
新しい事業地の確保	12	4.3
仕入先の確保	9	3.2
集客活動	116	41.6
資金調達	43	15.4
組合運営の再開、活性化	25	9.0
風評被害	121	43.4
規制緩和	5	1.8
その他	17	6.1
総回答数 N=		747

1. 得られていない 2. 金融機関 3. 事業地の自治体 4. 所属する組合
5. 生活衛生営業指導センター 6. その他()

区分	回答数	割合[%]
得られていない	48	18.8
金融機関	38	14.8
事業地の自治体	75	29.3
所属する組合	134	52.3
生活衛生営業指導センター	46	18.0
その他	37	14.5

この設問に回答した事業者は256人である。表16に示した割合とは、それぞれの回答区分の回答数を、回答した事業者数256人で割ったものをパーセントで表示したものである。事業地の自治体よりも、所属する組合から復旧、再建に役立つ情報を入手している実態が理解できる。これは、生衛業の組合の持つ本来のネットワークが、激甚災害にあたって効果的に発揮されていると考えられる。また、財団法人福島県生活衛生営業指導センターからの情報提供の在り方について、自ら発信する努力を行うべきか、連携する生衛業の組合を支援していくべきか、一考の必要がある結果となっている。

1. いない 2. 配偶者 3. 子 4. 親類 5. 従業員 6. その他()

区分	回答数	割合[%]
いない	139	45.1
配偶者	16	5.2
子	118	38.3
親類	3	1.0
従業員	4	1.3
その他	7	2.3
無効	2	0.6
無回答	19	6.2

当該アンケート調査に回答した事業者のうち、後継者あるいは候補者がいないと回答した人は、半数程度にのぼった。

この自由記述の回答については、本文の最後に列挙する。

(5) 調査のクロス集計結果

(5) - 1. 業種による特徴の考察

東日本大震災と福島原発事故による甚大な影響は、生衛業の業種ごとに復興への要望が異なると言われている。具体的に業種ごとにいかなる特徴があるのかを分析した結果を表18から表22に示す。これらの表は、業種ごとの回答事業者数を分母にとって計算されている。

表 18 業種と事業復旧状況の関係

単位[%]

区分	理容店	美容店	興行場	クリーニング店	公衆浴場	ホテル・旅館	簡易宿泊所	下宿営業	すし店	麺類店	中華料理店	社交業	料理店	喫茶店	その他の飲食店	食肉販売店	食鳥肉販売店	水雪販売店
現在でも休業している	31.5	12.0		5.3					8.3				28.6	14.3	4.2	2.8		
既設地で仮設的再開	7.4				14.3	11.1	50.0		8.3	7.7		10.0	14.3		4.2			
既設地で本格的再開	40.7	54.0	100.0	94.7	85.7	84.1	50.0	100.0	66.7	92.3	92.9	80.0	71.4	71.4	91.7	80.6		100.0
地域内に移転し仮設的再開	3.7																	
地域内に移転し本格的再開	1.9								8.3									
地域外に移転し仮設的再開	3.7																	
地域外に移転し本格的再開													14.3					
未定	3.7																	
その他	9.3	8.0				4.8			8.3	7.7	7.1		14.3					

表18から、現在でも休業していると回答した事業者数が多いものは、理容店、料理店、喫茶店、美容店となっている。回答数が少なく福島県内の生衛業の実態を正確に推定できないが、回答した事業者において、地域内外へ移転して再開している業種は、理容店、喫茶店、すし店に限定されていた。

表 19 業種と復旧、再建に向けての課題の関係

単位[%]

区分	理容店	美容店	興行場	クリーニング店	公衆浴場	ホテル・旅館	簡易宿泊所	下宿営業	すし店	麺類店	中華料理店	社交業	料理店	喫茶店	その他の飲食店	食肉販売店	食鳥肉販売店	水雪販売店
原発事故の収束	87.0	72.0	50.0	89.5	71.4	87.3	50.0	100.0	83.3	84.6	92.9	70.0	100.0	100.0	75.0	55.6		100.0
自身の居住の確保	14.8	6.0		5.3										14.3	4.2	2.8		
防災、安全の確保	18.5	40.0		31.6	14.3	11.1		50.0	8.3	15.4	42.9		14.3	28.6	33.3	13.9		
従業員の確保		6.0		10.5	14.3	3.2			8.3	7.7		10.0	14.3		4.2	8.3		
建屋、駐車場、設備の修繕	14.8	12.0	50.0	15.8	14.3	27.0			33.3		14.3		28.6	42.9	37.5	16.7		100.0
新しい事業地の確保	7.4	4.0				1.6	50.0							14.3	4.2	8.3		
仕入先の確保				5.3		1.6		50.0							4.2	13.9		
集客活動	35.2	36.0	50.0	26.3	42.9	60.3	50.0	50.0	33.3	38.5	21.4	20.0		28.6	45.8	33.3		
資金調達	11.1	14.0		10.5		25.4	100.0		16.7		7.1		28.6	14.3	20.8	11.1		100.0
組合運営の再開、活性化	11.1	22.0		5.3		3.2			8.3	7.7					8.3	2.8		
風評被害	11.1	40.0		47.4	42.9	66.7		50.0	33.3	23.1	35.7	30.0	42.9	28.6	45.8	50.0		
規制緩和	1.9					4.8										2.8		
その他	9.3	6.0		5.3		7.9						10.0		14.3	4.2			

比較的に従業員の確保が課題となっているのは、クリーニング店、公衆浴場、社交業、料理店であった。資金調達を課題としている傾向は、ホテル・旅館業、料理店、その他の飲食店である。

表 20 業種と被災に関連して受けた支援の関係

単位[%]

区分	理容店	美容店	興行場	クリーニング店	公衆浴場	ホテル・旅館	簡易宿泊所	下宿営業	すし店	麺類店	中華料理店	社交業	料理店	喫茶店	その他の飲食店	食肉販売店	食鳥肉販売店	氷雪販売店
災害貸付	1.9	2.0		5.3	28.6	28.6			16.7	7.7	35.7	20.0	42.9	28.6	25.0	22.2		
専門家による無料経営相談						1.6			16.7							5.6		
被害状況の調査、見積もり	9.3	14.0		5.3		30.2		50.0	16.7	15.4	14.3	10.0	14.3	28.6	16.7	13.9		100.0
各種補償	35.2	12.0	50.0	15.8		6.3		100.0		7.7					8.3	11.1		
災害ボランティア活動	5.6	10.0		10.5		1.6						10.0	14.3		4.2	2.8		
他県を含む組合の支援活動	61.1	16.0		15.8		3.2			8.3	23.1		10.0			8.3	19.4		
その他	7.4	4.0				11.1			25.0			10.0				5.6		

すでに受けている支援では、災害貸付の利用が業種によって大きく差がある。理容店、美容店、麺類店など比較的経営規模の小さい業種は災害貸付を受けていない実態が理解できる。他県を含む組合の支援活動については、理容店が突出して多く、麺類店、食肉販売、美容店、クリーニング店などが高い傾向にある。

表 21 業種と希望する支援内容の関係

単位[%]

区分	理容店	美容店	興行場	クリーニング店	公衆浴場	ホテル・旅館	簡易宿泊所	下宿営業	すし店	麺類店	中華料理店	社交業	料理店	喫茶店	その他の飲食店	食肉販売店	食鳥肉販売店	氷雪販売店
災害貸付	14.8	16.0		31.6		19.0			16.7	15.4	7.1	30.0	14.3	14.3	25.0	19.4		100.0
専門家による無料経営相談	9.3	6.0		15.8	28.6	9.5	50.0	50.0	16.7			10.0		14.3	12.5	25.0		
被害状況の調査、見積もり	18.5	8.0	50.0	15.8		7.9			8.3			10.0		14.3	4.2	13.9		100.0
各組合の業界ヒアール	27.8	28.0	50.0	36.8		11.1			8.3	15.4	7.1	10.0	28.6	28.6	20.8	16.7		
風評被害根絶のための取組み	25.9	56.0		36.8	42.9	84.1	50.0	100.0	66.7	76.9	78.6	60.0	57.1	28.6	66.7	55.6		
新事業分野進出への支援	3.7	2.0		21.1	14.3	4.8	50.0				14.3		14.3	14.3	16.7	5.6		
その他	13.0					7.9							14.3	14.3	16.7			

希望する支援内容を見ると、表 20 に示した災害貸付を受けていない傾向にある理容店、美容店、麺類店でも、災害貸付のニーズがあることがわかる。風評被害への対応は、業種によって回答率が2倍以上の差異があることもわかる。

表 22 業種と復旧、再建に役立つ情報源の関係

単位[%]

区分	理容店	美容店	興行場	クリーニング店	公衆浴場	ホテル・旅館	簡易宿泊所	下宿営業	すし店	麺類店	中華料理店	社交業	料理店	喫茶店	その他の飲食店	食肉販売店	食鳥肉販売店	氷雪販売店
得られていない	14.8	24.0		15.8	28.6	12.7				7.7	35.7			14.3	20.8	16.7		
金融機関	1.9	4.0	50.0	15.8		22.2			8.3	7.7	7.1	10.0	28.6	28.6	12.5	22.2		
事業地の自治体	31.5	24.0	50.0	21.1		38.1	100.0	50.0	8.3	15.4		20.0	28.6	14.3	25.0	13.9		
所属する組合	51.9	42.0		47.4	42.9	41.3			58.3	38.5	64.3	50.0	28.6	28.6	33.3	41.7		
生活衛生営業指導センター	11.1	16.0	50.0	10.5	14.3	7.9			75.0	15.4	7.1	20.0	14.3		25.0	8.3		
その他	20.4	10.0		31.6		12.7				7.7			28.6	28.6	16.7			100.0

復旧と再建に役立つ情報源が無いと回答する割合の多い中華料理店と公衆浴場は、所属する組合への依存度が高い。多くの業種で、情報源として所属する組合への依存度が高いが、料理店、喫茶店など組合への依存度が比較的高くない業種では、比較的、情報源に特徴が無い。

(5) - 2. 事業代表者の年齢による特徴の考察

事業者の年齢によって、復旧、再建の状況、課題などがどのように異なるのか分析した結果を表 23 から表 26 に示す。これらの表は、年齢区分ごとの回答事業者数を分母にとつて計算されている。回答者は、40 歳代から 70 歳代で 95 パーセントを占めている。

表 23 事業代表者の年齢と事業復旧状況の関係

単位[%]								
区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
現在でも休業している			20.0	14.0	7.6	10.5	5.6	
既設地で仮設的再開			20.0	10.0	1.1	5.3	2.8	33.3
既設地で本格的再開		66.7	70.0	70.0	71.7	69.3	86.1	66.7
地域内に移転し仮設的再開						1.8		
地域内に移転し本格的再開					1.1	0.9		
地域外に移転し仮設的再開					1.1	0.9		
地域外に移転し本格的再開					1.1			
未定				2.0		0.9		
その他				6.0	6.5	4.4	2.8	

70 歳代以上で休業していると回答した割合が少ない。回答数が少ないために福島県内の傾向として表記することはできないが、移転して事業を再開していると回答したのは、50 歳代と 60 歳代だけである。

表 24 事業代表者の年齢と復旧、再建に向けての課題の関係

単位[%]								
区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
原発事故の収束		33.3	90.0	84.0	77.2	80.7	80.6	66.7
自身の居住の確保				6.0	6.5	4.4	2.8	
防災、安全の確保			40.0	20.0	22.8	20.2	22.2	
従業員の確保				4.0	7.6	2.6	5.6	
建屋、駐車場、設備の修繕		33.3	40.0	18.0	18.5	18.4	13.9	33.3
新しい事業地の確保		33.3		10.0	4.3	1.8		
仕入先の確保				4.0	5.4	1.8		
集客活動		33.3	70.0	60.0	33.7	29.8	27.8	100.0
資金調達			40.0	18.0	16.3	11.4	5.6	
組合運営の再開、活性化			10.0	10.0	10.9	5.3	8.3	
風評被害		66.7	40.0	36.0	37.0	40.4	41.7	66.7
規制緩和				6.0		0.9	2.8	
その他			10.0	4.0	5.4	6.1	5.6	

表 24 は、事業代表者の年齢と復旧、再建に向けての課題の関係を示したものである。年代ごとに顕著な差が見られるのは、集客活動と資金調達についてである。40 歳代をピークにして、年齢が上がるごとに集客活動と資金調達を課題とする割合が減る傾向がある。

表 25 事業代表者の年齢と希望する支援内容の関係

単位[%]								
区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
災害貸付			20.0	18.0	19.6	16.7	19.4	
専門家による無料経営相談		33.3	20.0	18.0	9.8	6.1	13.9	
被害状況の調査、見積もり		33.3	20.0	6.0	5.4	10.5	19.4	
各組合の業界ピーアール		33.3	20.0	16.0	23.9	19.3	19.4	
風評被害根絶のための取り組み		66.7	80.0	54.0	63.0	50.0	50.0	66.7
新事業分野進出への支援			10.0	12.0	5.4	4.4	2.8	
その他			10.0	10.0	5.4	5.3	2.8	

専門家による無料経営相談を希望する割合は、40 歳代と 70 歳代が希望する割合が高く、60 歳代は 40 歳代と 70 歳代の半分以上である。被害状況の調査、見積もりを希望する割合では、60 歳代と 70 歳代が、40 歳代と 50 歳代の約 2、3 倍程度ある。新事業分野進出への支援を希望する割合は、40 歳代が多く、年齢が上がるごとに減少する傾向にある。

表 26 事業代表者の年齢と復旧、再建に役立つ情報源の関係

単位[%]								
区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
得られていない		33.3		18.0	14.1	14.9	19.4	33.3
金融機関			10.0	16.0	5.4	14.9	16.7	33.3
事業地の自治体			70.0	32.0	20.7	20.2	27.8	
所属する組合			50.0	44.0	46.7	43.9	38.9	
生活衛生営業指導センター			20.0		19.6	18.4	13.9	
その他			10.0	20.0	15.2	7.9	5.6	33.3

年齢が上がるごとに、復旧、再建に役立つ情報は、所属する組合から得られにくくなる傾向がある。40 歳代では、生活衛生営業指導センターを情報源と回答する者はいなかった。50 歳代では金融機関を情報源と回答する割合は低かった。

（５）－３．性別による特徴の考察

事業者の性別によって、復旧、再建の状況、課題などがどのように異なるのか分析した結果を表 27 から表 31 に示す。これらの表は、性別ごとの回答事業者数を分母にとって計算されている。

表 27 性別と事業復旧状況の関係

単位[%]		
区分	男性	女性
現在でも休業している	7.9	15.8
既設地で仮設的再開	3.9	7.9
既設地で本格的再開	79.9	48.7
地域内に移転し仮設的再開	0.4	1.3
地域内に移転し本格的再開	0.9	
地域外に移転し仮設的再開	0.4	1.3
地域外に移転し本格的再開	0.4	
未定	0.4	1.3
その他	4.4	6.6

男性事業者に比べて女性事業者が、現在でも休業している割合が高く、2倍に達している。本格的な再開ができている割合も、女性事業者は、男性事業者の半分程度の割合であり、事業の復旧が困難な状況に置かれていることがわかる。一方で、仮設や移転しての再開する割合は、男性事業者に比べて女性事業者が高い。

表 28 性別と復旧、再建に向けての課題の関係

単位[%]		
区分	男性	女性
原発事故の収束	82.5	71.1
自身の居住の確保	3.1	10.5
防災、安全の確保	18.8	27.6
従業員の確保	4.4	5.3
建屋、駐車場、設備の修繕	19.7	17.1
新しい事業地の確保	4.4	2.6
仕入先の確保	3.1	2.6
集客活動	39.7	30.3
資金調達	15.3	10.5
組合運営の再開、活性化	5.2	17.1
風評被害	40.6	34.2
規制緩和	1.7	1.3
その他	5.7	5.3

復旧、再建に向けての課題をみると、男性、女性ともに、原発事故の収束、集客活動、風評被害と回答する割合が高い。男性事業者は、女性事業者に比べて、事業外の社会的要

因に関連する項目で回答割合が高い傾向にある。女性事業者は、男性事業者と比べて、自身の居住の確保、組合運営の再開、活性化を求める割合が多いことがわかる。

表 29 性別と被災に関連して受けた支援の関係

単位[%]		
区分	男性	女性
災害貸付	17.5	11.8
専門家による 無料経営相談	1.7	1.3
被害状況の調査、 見積もり	15.7	13.2
各種補償	14.0	13.2
災害ボランティア 活動	3.5	7.9
他県を含む組合の 支援活動	18.8	22.4
その他	5.7	7.9

表 30 性別と希望する支援内容の関係

単位[%]		
区分	男性	女性
災害貸付	17.5	19.7
専門家による 無料経営相談	12.7	5.3
被害状況の調査、 見積もり	8.7	10.5
各組合の 業界ピーアール	20.5	18.4
風評被害根絶の ための取組み	58.1	48.7
新事業分野進出へ の支援	6.6	3.9
その他	6.6	3.9

男性事業者は、女性事業者に比べて回答が多い傾向にある。男性事業者と比較して女性事業者が、強く希望する支援内容は特に見られない。全体的傾向の近似している。男性事業者よりわずかではあるが、女性事業者の回答割合は、災害貸付、被害状況の調査、見積もりなど、自身の事業に直結する支援、あるいは、被害に対しての第一次的支援の希望で高い傾向にある。また、専門家による無料経営相談など第二次的支援の希望において、男性事業者より女性事業者の回答が低い傾向にある。

表 31 性別と復旧、再建に役立つ情報源の関係

単位[%]		
区分	男性	女性
得られていない	16.2	14.5
金融機関	13.5	9.2
事業地の自治体	24.9	23.7
所属する組合	41.9	47.4
生活衛生営業指導 センター	15.7	13.2
その他	13.5	6.6

表 31 は、性別と復旧、再建に役立つ情報源の関係を示したものである。男性、女性ともに傾向は一致している。女性事業者の方が、所属する組合を情報源にする割合が高い。

(5) - 4. 事業の創業からの年数による特徴の考察

事業の創業からの年数によって、復旧、再建の状況、課題などがどのように異なるのか分析した結果を表 32 と表 33 に示す。これらの表は、創業からの年数区分ごとの回答事業者数を分母にとって計算されている。

表 32 創業からの年数と希望する支援内容の関係

単位[%]

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 20年未満	20年以上 40年未満	40年以上
災害貸付		33.3		22.5	19.0	17.0
専門家による 無料経営相談			33.3	10.0	9.0	12.4
被害状況の調査、 見積もり		33.3		5.0	9.0	10.5
各組合の 業界ピーアール				20.0	19.0	22.2
風評被害根絶の ための取組み	33.3	66.7	100.0	60.0	55.0	54.9
新事業分野進出へ の支援				15.0	5.0	4.6
その他	33.3			7.5	3.0	6.5

回答の多い創業から5年以上の事業者では、創業からの年数を経ているほど、災害貸付の希望がわずかながら減少傾向にある。また、創業から20年以上の事業者では、新事業分野進出への支援希望も低くなっている。

表 33 創業からの年数と復旧、再建に役立つ情報源の関係

単位[%]

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 20年未満	20年以上 40年未満	40年以上
得られていない	33.3	33.3		10.0	15.0	17.6
金融機関				10.0	9.0	16.3
事業地の自治体	66.7	33.3	33.3	30.0	18.0	26.8
所属する組合	33.3	66.7	66.7	37.5	48.0	41.8
生活衛生営業指導 センター				12.5	21.0	13.1
その他				15.0	9.0	13.7

回答の多い創業から5年以上の事業者では、創業からの年数を経ているほど、復旧、再建に役立つ情報が得られていないと感じる割合が高くなっている。所属する組合と生活衛生営業指導センターを情報源に役立てている割合は、創業から20年以上、40年未満が最も多い結果となっている。

(5) - 5. 事業地域による特徴の考察

東日本大震災と福島原発事故による甚大な影響は、地域ごとに被害の状況、復興への要望が異なると言われている。そこで、事業地域によって、復旧、再建の状況、課題などがどのように異なるのか分析した結果を表 34 から表 37 に示す。これらの表は、事業地域ごとの回答事業者数を分母に計算されている。

表 34 事業地域と事業復旧状況の関係

単位[%]									
区分	県北	県中	県南	相双	いわき	会津	県内広域	県外も含めて広域	その他
現在でも休業している	5.1		3.7	33.3		2.2			50.0
既設地で仮設的再開	13.6	5.7		7.2	1.9				
既設地で本格的再開	71.2	82.9	88.9	46.4	94.3	60.0	100.0	100.0	50.0
地域内に移転し仮設的再開		2.9		1.4					
地域内に移転し本格的再開	1.7			1.4					
地域外に移転し仮設的再開				2.9					
地域外に移転し本格的再開				1.4					
未定				2.9					
その他	3.4	2.9	11.1	7.2	1.9	6.7			

現在でも休業している割合が高いのは相双地域である。仮設的に再開している割合が高いのは、県北地域であった。移転して再開していると回答があったのは、相双、県中、県北地域であった。

表 35 事業地域と復旧、再建に向けての課題の関係

単位[%]									
区分	県北	県中	県南	相双	いわき	会津	県内広域	県外も含めて広域	その他
原発事故の収束	67.8	85.7	77.8	88.4	94.3	60.0	100.0	90.0	100.0
自身の居住の確保			3.7	18.8	1.9				
防災、安全の確保	18.6	5.7	25.9	21.7	32.1	20.0	50.0	10.0	50.0
従業員の確保	6.8	2.9	3.7	2.9	5.7	2.2		20.0	
建屋、駐車場、設備の修繕	15.3	22.9	25.9	13.0	24.5	11.1	25.0	30.0	
新しい事業地の確保	1.7		7.4	11.6		2.2			
仕入先の確保	3.4	5.7	7.4	1.4				10.0	
集客活動	42.4	40.0	44.4	40.6	35.8	31.1	25.0	20.0	
資金調達	22.0	20.0	14.8	10.1	7.5	8.9		20.0	50.0
組合運営の再開、活性化		2.9	11.1	13.0	9.4	15.6			
風評被害	44.1	54.3	55.6	15.9	32.1	60.0	25.0	30.0	50.0
規制緩和		2.9	3.7	1.4		2.2		10.0	
その他	8.5		3.7	7.2	7.5		25.0	10.0	

地域ごとに様々な差異があるのが理解できる。例えば、資金調達を見ると、県北、県中地域の割合が高い。

表 36 事業地域と希望する支援内容の関係

単位[%]

区分	県北	県中	県南	相双	いわき	会津	県内広域	県外も含めて広域	その他
災害貸付	25.4	20.0	25.9	13.0	17.0	8.9	25.0	10.0	50.0
専門家による無料経営相談	16.9	8.6	25.9	13.0	3.8	2.2		10.0	
被害状況の調査、見積もり	11.9	5.7	18.5	13.0	11.3			10.0	
各組合の業界ピーアール	16.9	17.1	7.4	24.6	28.3	17.8	50.0	20.0	
風評被害根絶のための取組み	66.1	68.6	63.0	26.1	66.0	55.6	100.0	70.0	50.0
新事業分野進出への支援	6.8		3.7	8.7	3.8	6.7			
その他	5.1	8.6		11.6	3.8	2.2		10.0	

風評被害へ支援希望が全般的に高い。災害貸付を支援希望する割合は県北、県南で高い。組合の業界ピーアールを希望する割合は、相双、いわき地域で高い傾向にある。

表 37 事業地域と復旧、再建に役立つ情報源の関係

単位[%]

区分	県北	県中	県南	相双	いわき	会津	県内広域	県外も含めて広域	その他
得られていない	16.9	14.3	18.5	14.5	13.2	13.3	50.0	20.0	50.0
金融機関	15.3	28.6	3.7	5.8	13.2	8.9	25.0		
事業地の自治体	28.8	17.1	18.5	33.3	22.6	13.3		30.0	50.0
所属する組合	45.8	45.7	37.0	46.4	56.6	26.7	25.0	40.0	50.0
生活衛生営業指導センター	23.7	14.3	3.7	8.7	20.8	11.1	25.0	30.0	
その他	5.1	8.6	3.7	24.6	11.3	11.1		20.0	

復旧、再建に役立つ情報源として、所属する組合の回答割合が高く、特に、いわき地域で高くなっている。県中地域では、所属する組合の次に金融機関と回答する割合が高く、他の地域が所属する組合の次に自治体と回答する傾向と異なる。県南地域は、情報が得られていないと回答する割合が高く、金融機関と生活衛生営業指導センターを情報源とする回答が少ない。

(6) 自由記述の内容

自由記述	業種	年代
村民が安心して住める村。	理容店	30歳代
一日も早く原発事故の収束によって、自治体と住民が戻れる様に努力して欲しいと願っています。	理容店	40歳代
被災者の為、計画がたてられない。	理容店	40歳代
うちは原発から20.4km地点です。地区の半分が警戒区域です。海にも近く津波から1kmたらずです。とにかく人がいません。原発の収束がないかぎり先が見えません。	理容店	40歳代
理容の実態、組合などの弱体では我が子をも理容師にはしない。	理容店	40歳代
はっきりいって原発の収束がない限りこの土地での復旧はありえないと思うので、先が見えません。	理容店	40歳代
電車の開通。地元住民の早期帰る事。	理容店	40歳代
1～2年後に後継者が戻る事になっていました。しかし今回の東日本大震災で原発事故で夢が壊れていました。浪江町で営業しましたが、息子はもう県外にお店を持つと言っていました。10年～30年位は町はだめでしょう。後継者に向けての課題は資金面と若者たちが被災地に戻る事。	理容店	50歳代
利益につながらないと後継者は出てこない。私は今年一般長髪を¥5,500に値上げしたが、今度とも値上げはしていくつもりです。	理容店	50歳代
原発事故での風評被害根絶を進めないと人、物が集まらない。しいては地域の活性化にならない。	理容店	50歳代
息子の嫁と孫小三(女)、小一(男)、幼稚園児(女)4名が青森にヒナン生活。二重生活で大変です。	理容店	60歳代
経営の安定、行政支援。	理容店	60歳代
一日に一客二客でもあればボケが進まないかと思ひ手を動かしたい。	理容店	60歳代
原発から20k圏内なので、元の生活に戻ると言う事は不可能に思う。	理容店	60歳代
地元土地と建家がありますが、放射能がひどくて地元に戻れない。地元に戻ったとしても、今までのように人口、収入、激減でしょう！今後、永久的に保証を国に呼びかけてほしい！	理容店	60歳代
一日でもはやく国道6号線、JR常磐線をはやく開通するように。国会議員また相馬議員の姿がぜんぜん見ることがありません。理容の幹事のみなさまに一日でもはやく開通をよろしくおねがいします。生活指導センターの力を期待しています。	理容店	60歳代
原発事故の収束を願っています。	理容店	60歳代
・原発の収束、・避難している方々が地域に戻る事	理容店	60歳代
①子供達への安全、安心、又将来への保障(医療)。②風評被害の根絶へ。	理容店、美容店	60歳代
いわき在住ですが、3/13以降自主避難しました。(10日間)様々なうわさがいわき市民を苦しめ、一時何を信じれば良いのかわからなくなりました。いわき市民も原発保補償の対象にしてほしいと思います。	美容店	40歳代
風評被害により、いわきの水産業、観光業は大きなダメージを受け、地震、津波の被害の上、仕事が無くなった人も多くいるため、顧客の大半が被害者ですが、だからといってみな義援金や支援金を受けられるわけではない。売上が下がっても原発事故のせいばかりとも言えず、補償も受けられない。自宅や店も一部損壊程度では何も援助されず、貸付を受けるには移転オープン後1年ではこれ以上借入の返済を増やすのも無理な現状。正直八方ふさがりな感じもあり、国も県も市も信用できない。	美容店	40歳代
とにかく原発事故が収束しないと前に進めることができない。	美容店	40歳代
後継者なし	美容店	40歳代
浪江町の為、原発の収束～その後帰れるのか？いつ頃か？見通しが立たない！	美容店	50歳代
災害により当店は店舗の入口にヒビ、大ガラスのズレ、床のゆがみなどが生じ、災害貸付を利用し修理しようと思っています。金利やその条件など、くわしく知りたいです。	美容店	50歳代

自由記述	業種	年代
会津ですので風評被害のみ他ありません。一日も早い原発の収束、汚染処理を前進させていただき、被災された避難している方々が家に帰れることがとても大切だと思います。また、店を閉店している方々には少しでも再開できるよう柔軟に支援策、要望活動をしてほしい。	美容店	50歳代
組合費を出すばかりで、得られるものがないとの声が多く聞きます。組合に加入している事で安心して仕事ができる様、多くのわかりやすい情報がほしいです。	美容店	50歳代
災害貸付を受けた場合、後継者候補に重荷を課せるようなことはしたくない。	美容店	50歳代
国が正しい情報を出さなかった為、原発の不安に苛まれておられる方が多いです。末端ではますますの不景気に、美容人口が減ってきています。今は我慢の時とは思いますが、限界もあります。この地域は原発の収束が第一です、又目に見えない物への恐怖、精神的苦痛への保証は誰が行ってくれるのでしょうか!!	美容店	50歳代
安心出来るような生活にしたい。	美容店	50歳代
東京電力の賠償につくる。	美容店	60歳代
組合に入っている価値を高めなければ、災害ばかりではなく日常生活においても元気がなくなってしまいます。組織の何上と強力な力を生みだしたいと思えます。	美容店	60歳代
原発事故の収束なくして復旧再建はむずかしいです。放射能の除染、原発事故の収束が優先課題です。	美容店	60歳代
組合の存続すらも危ういのではないかと思う。新店舗の開業者の組合への未加入、人口の流出(転出)が多い。	美容店	60歳代
被災者でも被災されてなくても、先行き不安はぬぐい去る事は出来ませんが、でもこの時この時間に息を吸ける状況を作って行きたい。そのため経済的な安心感がほしいです。	美容店	60歳代
集客活動が大変です。	美容店	60歳代
新規開拓地のマーケティング	美容店	60歳代
とにかく除染が大切なこと。自宅に帰れないことには何も前には進めません。	美容店	60歳代
最近、数年来の不景気により後継者は外へ働きに出ました。	クリーニング店	60歳代
原発問題(お客様の確保がむずかしい)	クリーニング店	70歳代
原発事故による当地方(相双地方)の将来(10年先位)にむけた事業のあり方が見え、再建への投資に苦慮している。	公衆浴場、ホテル・旅館、その他飲食店	60歳代
一日も早い原発事故の収束と安全で安心して生活出来る環境を整備	ホテル・旅館	30歳代
1日も早く風評被害の克服と、福島県の安全・安心宣言による観光の振興	ホテル・旅館	30歳代
福島県内のすべての地区の除染が最優先です。それをしないと1次産業の生産物観光業の集客ができません。	ホテル・旅館	50歳代
原発事故から宿泊予約が入らない。どのように集客するかが問題です。	ホテル・旅館	50歳代
原発事故の収束	ホテル・旅館	50歳代
現在の状況では継がせることが出来ない。原発の収束が出来、観光客が戻るまで!	ホテル・旅館	50歳代
今後の経営がどうやっていいのかわからない。原発、風評被害、集客等。	ホテル・旅館	50歳代
風評被害対策を県、国をあげてあたってほしい。	ホテル・旅館、その他飲食店	50歳代
請求手続の指導と説明等をお願いします。	ホテル・旅館	60歳代
原発・風評の収束により、来館者数の復旧	ホテル・旅館	60歳代
従業員の健康保険等の補助や、価値の下がった建物、土地の固定資産税の減税等の処置が早急に必要だと考えます。	ホテル・旅館	60歳代
3月以降の売上減に基づく元利合計棚上分の返済について補償して欲しい。	ホテル・旅館	60歳代
災害復旧の為の融資制度はいろいろあるが、実際はすぐには借入れができない。もう少しハードルを低くしてほしい。	ホテル・旅館	60歳代
風評被害ではなく実害にあたると思います。予約のキャンセルは補償してもらいたい。	ホテル・旅館	60歳代
大震災、原発によるニーズの減少変化(企業の撤退、スポーツ大会、観光客他)。後継者と経営の再検討を計っている。	ホテル・旅館	60歳代

自由記述	業種	年代
風評被害が長期間続けば営業が成り立たないし、風評被害で離れた顧客が戻ってくる保障もない。	ホテル・旅館、料理店	60歳代
今回の建物その他の損害を復旧する為には長い年月がかかると思われる。いかに対応していくべきか問題が多い。	ホテル・旅館	70歳代
後継者が娘なので、この状況の中で共に苦労してくれる伴侶を求めています。	ホテル・旅館	70歳代
いわき地区は、今後風評被害により観光業等での来客は期待薄であり、無理に後継者を作られない。よって近い将来手放すか廃業か…。	ホテル・旅館	70歳代
教育旅行の復活	ホテル・旅館	70歳代
現在被災者の方を受入れています。この方々がいなくなればどうなるか解りません。	ホテル・旅館	70歳代
原発の収束なしには、風評被害は消えないために県内を訪ねてくる方々がいません。食品をはじめ、あらゆるものが”福島県”と言うだけで白い目で見られるようです。事故以前の状態に戻って欲しいです。	ホテル・旅館	70歳代
常日頃組合員の為で指導頂き厚くお礼申し上げます。私共業界としても3/11の大震災発生により大変な被害を受け、建物や設備の復旧に多額の資金を調達しやっと営業する状態になりましたが、今後の返済の事を考える時宿泊客(売上)の確保をいかにするか、又東電による風評被害が広がるなかで如何に誘客をはかり努力していかなければならないか、大変重い課題を背負っております。	ホテル・旅館	70歳代
風評被害により再開は非常にきびしいと思われる。	ホテル・旅館	80歳代
息がつづかない。10年スパンでの改築。	簡易宿泊所、その他飲食店	50歳代
原発事故が早くかたづき、風評被害が早くなくなりますよう希望します。	すし店	50歳代
後継者→良く出来ている。	すし店	60歳代
3/11後、観光による予約が一件もなし、いつになれば？先の見えない不安。	麺類店	40歳代
組合組織の刷新	麺類店、料理店	50歳代
後継者が3年前よりあとをついでやっている。これからの仕事については一応安心である。	麺類店	60歳代
国会議員と県知事の最大の協力がほしい。	麺類店	70歳代
安心、安全生活できたら良いと思います。	中華料理店	40歳代
いわき市が過疎化になってくのが不安です。	中華料理店	50歳代
現在、休業させていますが、おそらく郡山にもどる事はないでしょう。原発問題がある以上無理だと思います。	料理店	50歳代
後継者(息子)との交代が原発事故の影響を受けスムーズに行くかどうか不安。嫁が子供達のこれからの体に対する影響が心配で戻りたがらない。現在は放射線影響の少ないところで生活休業中。大変な問題です。	料理店	60歳代
個人ではどうしようもないことがいっぱいです。行政の指導、協力をもっとお願いします。	喫茶店	60歳代
まだ7才の子供がいます。後継者になるかは不明だが、福島の土地が商売できる地域でありつづけるか？が問題と思われる。	その他飲食店	40歳代
農林水産業者の補償が優先されるなか、サービス業への補償が課題にものぼらないのは不公平である。福島県全体を対象に各補償をすべき。	その他飲食店	50歳代
解体、新築においても、地域性&建築基準がからんでおり、後継者にとって課題・難題が多過ぎて相談が必要だと思っております。	その他飲食店	50歳代
今後の経営にたいする不安と期待が見込めない。息子に継いでくれと言えない。	その他飲食店、氷雪販売店	50歳代
営業再開にむけ4月10日までに店舗修繕をしましたが、4月11、12日の余震で再度壊れた部分があり修理、細かい部分はそのままの状態営業再開しています。	その他飲食店	60歳代
もっと情報が欲しい。	食肉販売店	40歳代
補償問題の解決を願う。	食肉販売店	50歳代
早く国で買い上げ、早く復旧すべき	食肉販売店	60歳代
災害、風評被害による売上減の補償をお願いしたい。	食肉販売店	70歳代
とにかく、放射能汚染から脱出したい。	食肉販売店	70歳代

資料編

7 資料編

資－1 災害復興再生支援事業実施内容

NO.	指導業種	支援内容	住所	問題点	支援結果
1	飲食	経営	いわき市	東日本大震災により店舗が全壊した。移転して再開を希望しているが再開の経営改革と資金繰りについて支援依頼。	復興関連のビジネス客層から、移転避難の個人客層まで、市内でも来街アップが期待できる地点である。 ① ニーズに訴求するためには、これまでのメニュー構成に加え、顧客層に訴求する新メニュー・新サービスのアイデアが必要。 ② さしみ、うなぎ、すっぽんなど、遠来の客がワザワザ来店する目的型の店舗・独自性の高い店づくりをめざす。 ③ ファミリー向けの「食事もできる居酒屋」、子供向けメニューの開発を試みる ④ カクテルなど、女性客向けのメニュー開拓。ビジネス客層に合ったランチ・弁当宅配サービスを検討する ⑤ 休止しているツイッターを再開し、広域に情報発信を量る 再開のため、資金計画、利益計画、売上目標を提示。 結果：当初日本公庫から680万円の借入を申込、否決となったが、計画を縮小、出店場所も変更し230万円の借入を申込、借入が実行されてお店を再開することができた。 売上は目標通りとなり、経営が継続できる見通しである。
2	理容	財務	南相馬市	大震災の後、住民が減少し売上減となっている。月々の返済が多い為、条件変更を依頼したが応じてもらえない。後継者に経営を引き継ぐ予定あり。資金繰り、事業継承について指導願いたい。	これからの営業方針は 1、転業、廃業は後継者の生活、借入金の残高をみると継続することしかない。 2、当地での営業継続が最も妥当な選択である。 このためには・当地は避難区域・商圈の縮小・若年層人口の減少・事故終息の見通しが不明等の問題があるが近い将来元に戻ってくると思われ、今が踏ん張りどきである。 対策として 1、商売は継続することだ第一に考える。そのためには銀行の借入金返済は、今のできる範囲にすることで、返済条件の変更をする。さらに金利に少ない国の制度資金への借り換えも検討する。 結果：日本公庫に借入金を一本化することの申し込みを行った。 相談の結果、来年に改めて一本化について正式に申し込むこととした。 現在は補償金等も入ったため、運転資金として運用し事業継続している。

NO.	指導業種	支援内容	住所	問題点	支援結果
3	喫茶	経営	南相馬市	震災により現在閉店中。 店舗が大規模半壊したため5カ月間営業を休止している。 再開するため ①目標利益を確保する。②誘客方法。③魅力のある店づくり等について支援依頼。	売上を創るには 1、新規顧客を増やす 現状最もチャンスである。 ・大型FC店舗が閉鎖、・開店していても時間が短い、・FC店舗がおいしくないことが改めてわかった、 ・多くの人が時間とお金に余裕がある。 ① リニューアルイベントを実施する 鹿島町の区域毎に4～5回に分けて平日に実施する。リニューアルの案内と同時にテイクアウトメニューを明記する、または半額クーポン券を付ける。 ② ボリュームで勝負の目玉メニューを開発する 話題性を出しながら地域を元気にしていくようなメニュー等。特にテイクアウトメニューを強化する。 ③ メニューの見直しを行う 品数の削減、写真付きメニューに作りなおしていく等 ④ 店舗イメージを一新させる お金を掛けずにしやれたイメージが必要。 2、来店回数を増やす ① 珈琲チケットまたはランチチケットの発行 粗利益率は低下するが、利益額は確実に増加する。 3、選ばれるメニュー、商品を増やす ① テイクアウトメニューの強化 パスタ、ハンバーグ、ピザ等のテイクアウトは需要が高い。テイクアウト受付は6時まで実施していく必要がある。 このための店づくりが大事であり、店舗デザイン等の専門家の支援を受けることをお勧めする。 結果：近く店舗デザイン、PR、販促について支援を受けることで申し込み、年内に再開することを目標に進めることとなった。
4	すし	店舗	福島市	3月の大震災で店舗が半壊した。 店内改装を計画中であった。建物の被害状況から、店内改装のみか、解体して新築にするべきか悩んでいる。将来を見据えた店舗づくりについてアドバイス依頼。	今の店舗は補修をすれば今後の使用に十分耐えうる程度と思われる。 しかし、内部改装のみの費用が約3,000万円位かかると言われているとの事と、2階客室の動線計画が思い通りにならない事、使用していない3階部分を含めた今後の維持管理費等を考えれば、現建物を解体して2階建での新築を検討する事を勧めたい。 新築するための費用としては3,000万円程度と見込まれ、新築を勧める。 別に解体費用がかかるが、これは補助制度があるため行政に相談することを勧める。 結果：新築することで計画。見積もり、レイアウト、デザイン等について相談中である。

NO.	指導業種	支援内容	住所	問題点	支援結果
5	クリーニング	経営	いわき市	震災により建物の被害が激しいことから、現在地での改築、又は移転しての新築等、今後の営業を続ける上での支援依頼。	店舗部の旧住宅は地震の被害が激しく解体して再建が必要、工場部分は現状に補強工事を行えばなんとか使用は可能。 店舗と工場一体の新築を希望しているが、当敷地は第一種住居地域内にあり建築基準法により、ドライクリーニング工場の建築が出来ない地域となっているので、店舗工場一体での新築の場合は、工場地域準工場地域等の建築可能敷地への移転が必要。 移転地を見つけて新築する為には、相当な資金が必要となるので、将来の移転に向け最小の費用で現在地での営業を続ける為の工事を行う事が良策。 具体的には工場だけ残し、全て解体する。店舗はプレハブの簡易店舗で営業することがベストと思われる。残った空き地は駐車場にして、客の利便を図る。 結果:このための資金繰りを検討中である。営業努力で少しでも売上を回復し、銀行から少しでも多く借入のできる環境をつくることのために努力している。
6	飲食	経営	白河市	震災で全壊。現在、同市内の仮店舗で営業中。元の場所で再開したい為、店舗計画、資金繰り、経営方針について支援依頼。	震災前の元の場所で営業を再開することはベストの選択である。 そのためには 建設方針 ・建設候補地は従来の店舗土地、自己所有 ・候補地は国道に面しており立地優位性が高い ・固定客と新規客に対して営業強化しやすい 建物は店舗兼住宅 ①売上高 18,000 千円の確保 ②粗利益率 65% ③人件費⇒家族だけで運営 ④売上増加 売上を増やすためには、・新規顧客を増やす、・流失顧客を減らす、・来店頻度(回数)を増やす、・選ばれるメニュー、商品を増やす、・メニュー単価を上げる、5つの方法しかない。 この中で、新たな顧客獲得がポイントとなる。 ・情報発信の見直し(看板、店頭) ・チラシ(お店紹介)のポスティング(周辺地域一帯) ・サービス券、クーポン券の発行(思い切ったお得感) ・地域フリーペーパー等への掲載 ・チラシと金券等の組み合わせ とにかく、一度来店していただくことが最重要課題。 入り易いお店を創ることが大事で、もう一度店舗デザインのアドバイスを受けることを勧める。 結果:建物の見積もり、レイアウト、デザイン等を家族で相談した。後日、店舗の作り方についてアドバイスの申し込みをすることとした。

NO.	指導 業種	支援 内容	住所	問題点	支援結果
7	理容	店舗	いわき市	東日本大震災で店舗兼住宅が半壊の判定を受けた。これから営業を継続するため、店舗、家の改装のアドバイス依頼。	・建物周囲及び周辺歩道車道等に、液状化現象や著しい地盤沈下は見られない。 ・建物本体の不動沈下及び傾き等も見られない。 ・基礎部分に割れ、構造クラック等危険な箇所は見受けられない、又屋根部分の損傷も見られない。 ・建物外壁(モルタル仕上げ)に十数カ所クラックが見られ、一部にモルタルの剥がれた場所があるが、壁面全体が崩落に至る危険な浮き、剥がれ等は見受けられない。 ・店舗部出窓部分の損傷が一番激しく、アルミサッシの交換が必要。 ・建物内部、店舗部分についてはコンクリート床のクラック等もなく、天井、壁共に異常は確認出来ない。 ・住居部分については、一部壁の剥がれと建具の開閉に支障が見られる。 主要な構造体に致命的な損傷は無く、一部損壊程度と判断できるので、必ずしも解体して建て直す必要は無いと思われる。 結果：地元の工務店と相談中。簡単な補修工事で営業を継続することとした。
8		店舗	白河市	店舗、家の建築のアドバイス依頼。No.6の2回目の支援	店舗兼住宅を震災前の場所に建築するための支援で今回は2回目建物について、専門的に支援した。 ○土地利用 隣の広い駐車場敷地に再築したいとの事、敷地形状も良く旧敷地を駐車場として利用可能なので、広い敷地に移転が良策。 ○店舗部分 客席部分は将来増築する事が可能。又お客様に併設住居の生活感を見せずに、活気あるラーメン専門店のイメージを全面に押し出す事が重要。 ○住居部分 家族皆で携わっている店舗なので、生活時間が共有であり完全分離型の2世帯住居とするよりも、玄関・浴室・キッチン共有の多世代同居型住宅で計画。 ○予算 店舗については、既存の厨房器具使用とし、既製品イス、テーブル別途とした場合で、設備、電気、エアコン込みで1,400万円位。 住居部分については1,500万円程度、駐車場整備費に150万円程度の費用が必要。 具体的に土地の配置図と店舗の平面図を添付して報告した。 結果：来春まで店舗兼住宅を建設することを決め、計画作りに着手した。日本公庫からの借入を中心に考えることとし、新年に借入申込することとなった。

NO.	指導業種	支援内容	住所	問題点	支援結果
9	理容	経営	相馬市	東日本大震災のため、津波により店舗流失。現在営業は休止中、補償で生活しているが、早めに仮設店舗で営業を再開したい為、経営計画などの支援依頼。	入居予定仮設店舗について 〈条件〉 ・ 店舗面積15坪 家賃月 4,000 円(共益費込み)広いスペースであり店舗内のレイアウトは余裕を持つてできる。トイレが共用ため、顧客には不便をかける。 〈場所〉 ・ 新興地域であり、周辺には各大型店舗や FC 店舗などが集中している。近隣にはアパートやワンルームマンション等の集合住宅が隣接している。 〈仮設店舗で再開する利点〉 ・ 旧来の大きな借入金を補償金等から完済できた。 ・ お得意様は存在しているため固定的な収入は見込める。 ・ 仮設店舗の立地が非常によく。駐車場も広い。 これらのことを踏まえ、仮設店舗で事業を再開することを勧める。売上目標は月 50 万円確保できれば採算は充分とれる。 結果: 仮設店舗で 11 月下旬から営業を再開することとした。理容椅子2台で行い、徐々に顧客は戻ってくるものと思われる。
10	喫茶	経営	南相馬市	1回目の支援(8月)を受けて、営業を再開することとした。このため、具体的に店舗改装に伴う店舗デザイン看板等の支援依頼。No.3の2回目の支援	店舗を改築するにあたって 1. 屋根(パラペット)⇒張替 屋根の色:濃赤&薄赤の混色 2. 壁⇒補修+塗装、壁の色:薄オレンジ、隣と区別する、シャッター等:塗装しリメイクする 3. 入口アプローチ⇒レンガタイルの小型アプローチ。入りやすいようにインターロッキングで誘導。 4. 東面窓下植栽ボックス⇒常緑種(通年緑)の植物を植える 5. 店内⇒床:木床 ※メンテナンスの良い物を選定 天井の色:濃い色(濃茶やウエームグレー) シャープ、明るい色(アイボリー) アットホーム 6. 駐車場⇒駐車位置が不明なため新たに線引きする 7. 看板⇒敷地入口ポール看板:塗装し盤面を新しい物に替える、南面行灯看板:大型看板+スポット照明、代表するおすすめメニューの写真や代価格を入れる。 8. POP⇒オリジナルのぼりを製作しアピールする 9. メニューの制作⇒写真やイラストを入れたメニュー 10. 広告宣伝⇒季節のフェアや記念日のイベントやサービス券プレゼント等。企画をどう実行しお客様に伝えるかがポイント。 結果: 11 月に改築工事を始めた。今回の支援報告書をもとに、地元の工務店と相談しながら改築中。12 月末にはオープンできる予定

資－２ 災害特別相談会開催実績

開催年月日	時 間	開 催 場 所	派遣 人員	内 容	備 考 (経営指導員以外のスタッフ)
23.8.26(金)	14:00～16:30	いわき市総合保健 福祉センター	6	1 融資制度の説明 2 個別相談 6件	中小企業診断士 佐藤健一氏 日本政策金融公庫いわき支店 杉山融資課長、松本課長代理
23.9.14(水)	13:30～16:00	原町商工会議所	4	1 融資制度の説明 2 個別相談 1件	中小企業診断士 佐藤健一氏 日本政策金融公庫いわき支店 融資課 横田課長代理
23.9.26(月)	13:30～16:00	保原町商工会 (伊達市)	4	1 講演「生活衛生事業 所の頑張りは地域再生 のビタミン剤！！」 (受講者31名) 2 個別相談 5件	中小企業診断士 柳沼芳裕氏 日本政策金融公庫 福島支店 融資課 中村上席課長代理
23.10.17(月)	13:30～16:00	新地町商工会	3	個別相談 5件	日本政策金融公庫 福島支店 融資課 大塚課長代理
23.11.21(月)	14:00～16:00	いわき市生涯学習 プラザ	5	東京電力への損害賠 償請求説明会 (参加者48名)	東京電力㈱福島原子力補償相 談室いわき補償相談センター 商工業相談第一グループ 中山部長他2名
23.11.22(火)	14:00～16:00	コラッセふくしま	5	東京電力への損害賠 償請求説明会 (参加者28名)	東京電力㈱福島原子力補償相 談室福島補償相談センター 奥村副所長他2名

※「派遣人員」には、指導センターの経営指導員の他、主催者側の出席者(専門家、金融公庫職員等)を含む。



資－３ 災害特別相談会実施結果

【いわき会場】

日時 平成23年8月26日(金)

場所 いわき市総合保健福祉センター

受付 番号	組合名	相 談 内 容	貸付対応
1	食肉	震災により破損した浄化槽の修繕費用について、経理処理をどのようにしたらよいか。関係機関等に照会し、連絡する。	
2	飲食業	4月以降売上減少し、他行から借入するも運転資金不足。運転資金3,000～5,000千円希望。	衛経利用
3	クリーニング	借地・借家で営業していたが、震災により大規模半壊。4月初めから営業再開するも、取り壊し再建築するか、移転し土地購入・店舗新築するか検討している。専門家に相談したい。	再生特別支援事業で対応
4	飲食業	4月に一度相談あり。昼喫茶、夜カラオケスナック営業。店舗の器等の被害あり、1300千円の借入れ希望。返済条件変更中で新たな借り入れは厳しい。佐藤健一氏による経営診断をお願いする。	(震災セーフティネット関連)
5	理容	訪問理容のための営業車、備品購入についての融資相談。	
6	飲食業	8月に移転オープンした新店舗の営業方針についての相談。	

※近野専務、村田室長、大塚指導員、日本政策金融公庫いわき支店松本課長代理、佐藤健一中小企業診断士の5名で相談を実施。

【原町会場】

日時 平成23年9月14日(水)

場所 原町商工会議所

受付 番号	組合名	相 談 内 容	貸付対応
1	喫茶飲食	入り込み客数の減による売上減。売上増のための対策について、中小企業診断士の佐藤健一氏から指導。	—

※近野専務、村田室長、日本政策金融公庫いわき支店横田課長代理、佐藤健一中小企業診断士の4名で相談を実施。

※商工会議所の広報誌にチラシを同封し配付していただいたほか、各組合の相双支部にもチラシを配布したが、参加者が少なかった。緊急時避難区域が解除されていない中で、生衛事業者の動きが少ない状況にあると思われる。

【保原会場】

元気の出る店づくり 講演会・個別相談会

◎日時 平成23年9月26日(月) 午後1時30分～
◎場所 保原町産業振興会館

1 開 会

2 講 演 13:30～14:20

「生活衛生事業所の頑張りは地域再生のビタミン剤 !!」
中小企業診断士 柳沼 芳裕氏

3 個別相談 14:20～16:00

中小企業診断士 柳沼芳裕氏
日本政策金融公庫福島支店 国民生活事業融資課 中村上席課長代理
生活衛生営業指導センター 近野専務理事兼事務局長
村田経営相談室長兼経営指導員

受付 番号	組合名	相 談 内 容	貸付等の対応
1	社交飲食業	今後、支店開設時の資金手当てについて相談。	
2	社交飲食業	店舗移転して1年半が経過。売上減に対する対策について相談。	再生特別支援事業で対応
3	美容業	売上を伸ばすための経営戦略について指導してほしい。	再生特別支援事業で対応
4	理容	今後の売上増について、対策を指導してほしい。	再生特別支援事業で対応
5	飲食業	旧店舗の再開について、事業計画を立てたいので、指導してほしい。	再生特別支援事業で対応

※近野専務、村田室長、日本政策金融公庫福島支店中村課長代理、柳沼芳裕中小企業診断士の4名で相談を実施。



【新地会場】

日時 平成23年10月17日(月)

場所 新地町商工会

受付 番号	組合名	相 談 内 容	貸付対応
1	理容	秋田に避難後、4月から仮設店舗で営業。今後、このまま仮設で続けるか、新たに店舗を建設するか検討中。融資制度、再生支援の説明をした。	
2	理容	公庫に貸付利率の遡及申し込みをしたが、どのようになっているか、また、手続き完了までどれ位時間がかかるか。公庫に確認の上、連絡する。	
3	旅館ホテル	3年前に移転新築した。震災で内装補修等が必要だが自己資金で対応する。現在は、作業員等の入り込みで売上げを維持しているが、今後減少すると思われる。東電への賠償請求方法について概略説明した。再生支援についても利用を促した。	
4	飲食業	相馬市内で飲食店を開店したい。内装・機材等で約300万円かかる。創業資金借り入れ申し込みの手続きを説明。	一般貸付
5	理容	200万円申込の契約手続きを実施。	衛経

※村田室長、大塚指導員、日本政策金融公庫福島支店大塚課長代理の3名で相談を実施。

東京電力への損害賠償請求説明会

日時 平成23年11月21日（月）

14:00～16:00

場所 いわき市生涯学習プラザ

4階大会議室（2）

1 開 会

2 あいさつ 東京電力株式会社 いわき補償相談センター
商工業相談第一グループ部長 中山 有俊

3 説 明 東京電力株式会社 いわき補償相談センター
商工業相談第一グループ次長 上林 亮

4 質疑応答

東京電力への損害賠償請求説明会

日時 平成23年11月22日（火）

14:00～16:00

場所 コラッセふくしま

4階401会議室

1 開 会

2 あいさつ 東京電力株式会社 福島原子力補償相談室
福島補償相談センター副所長 奥村 睦

3 説明 東京電力株式会社 福島原子力補償相談室
福島補償相談センター
商工業総括グループ 課長代理 佐川 善郎

4 質疑応答

資－４ 広報チラシ「生衛ふくしま」

特集 東日本大震災復興支援について

東日本大震災復興支援事業の実施計画 ～復興支援協議会で説明～

東日本大震災及び福島原発事故により生活衛生営業者が経営存続の危機に瀕していることから、当指導センターでは、金融、経営、労務等の支援を行い復興を促進するため、東日本大震災福島原発事故復興支援協議会を設置し、次のような事業に取り組んでいきます。

- (1) 再生特別支援事業の充実。
 - ・大震災による店舗の倒壊・損壊及び警戒区域等の指定により営業不能となった生活衛生業者の再建・再開に向けた活動を支援するため、被災者には2回以上の支援も可能とする。
 - ・風評被害等により売上などが大幅に減少している生活衛生業者に対し、専門家による経営相談を実施する。
- (2) 災害貸付の推進
 - ・災害貸付のチラシ制作等の周知活動を行う。
 - ・相談体制の充実を図る。
- (3) 災害特別相談会の開催
 - ・被災地に出向いて相談会を開催する。
 - ・専門家を派遣して返済計画や経営計画などの相談を実施する。
- (4) 被災状況、損害状況の調査
 - ・現況データ蓄積と今後の復興支援への活用を図る。
 - ・被災状況の確認を行う。
 - ・復興計画について被災者にアンケート調査を実施する。
- (5) 復興・自立のための各種情報の提供
- (6) 震災の損害額について過去の決算書や指標に基づき積算
- (7) 専門家、各組合の代表からなる復興対策協議会の開催

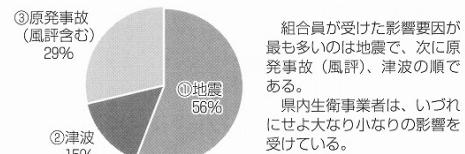
事業の実施に当たり、より効果的に進める。

災害特別相談会の予定		
開催日時	開催場所	対象地域
8月26日(金) 14:00～16:30	いわき市総合保健福祉センター 3階健康学習室	いわき市
9月14日(水) 13:30～16:00	原町商工会議所 2階会議室	相双地区
9月26日(月) 13:30～16:00	保原町産業振興会館 2階会議室	伊達市
※中小企業診断士と経営指導員が相談対応いたします。お気軽にお越しください。		

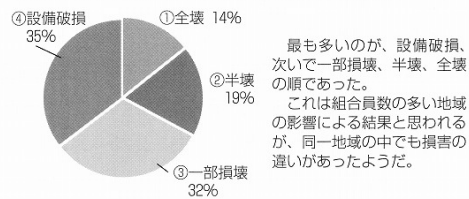
東日本大震災に係る営業施設の被害状況調査結果まとまる。

当指導センターでは、12の生活衛生同業組合のご協力により組合員の被害状況等を調査しました。その結果をご報告します。(平成23年6月末現在)

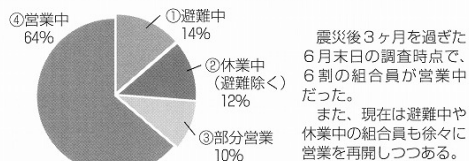
1. 要因別組合員数 (人)		
①地震	②津波	③原発事故 (風評含む)
1,259	346	647



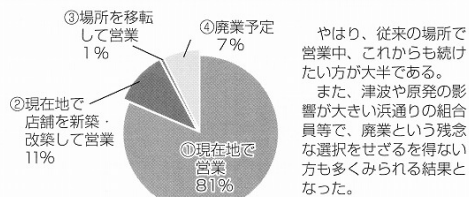
2. 店舗状況別組合員数 (人)			
①全壊	②半壊	③一部損壊	④設備破損
307	399	686	761



3. 営業状況別組合員数 (人)			
①避難中	②休業中 (避難除く)	③部分営業	④営業中
366	331	268	1,701



4. 今後の見通し別組合員数 (人)			
①現在地で営業	②現在地で店舗を新築・改築して営業	③場所を移転して営業	④廃業予定
3,346	446	18	301





原発事故による風評被害損害賠償の請求と放射能対策

～ 生衛業者のための福島原発事故対策研修会 ～

当指導センターでは、東日本大震災復興支援事業の一環として、去る8月11日(木)に、福島市子どもの夢を育む施設こもこむにおいて、「生衛業者のための福島原発事故対策研修会」を開催しました。約100名の参加者は、熱心に聴いておられました。その概要について、ご報告いたします。



①「原発事故による風評被害損害賠償請求について」

講師 弁護士 鈴木 芳喜氏

今回の原発事故においては、原賠法（原子力損害の賠償に関する法律）により原子力事業者である東京電力に損害賠償の責任がある。

原発事業所はそれぞれ加入している1200億円の損害賠償保険により損害賠償を行うが、それを超える場合には、国が支援することになっている。

文部科学省の中に設置されている原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の判定などの一般的な指針を作成する。既に1次指針が4月28日に、2次指針が5月31日に、更に8月5日には中間指針が発表された。

1次・2次指針では、いわゆる警戒区域等の住民・事業所の避難費用、生命・身体的損害、検査費用、営業損害、精神的損害（1人月5～12万円）などが盛り込まれたほか、区域外の農林漁業や観光業の風評被害について賠償の対象とされた。

8月5日の中間指針では、警戒区域等の区域以外の生活衛生営業に関係する風評被害についても、①客が来なくなったなどの営業損害（減収分と追加的費用）、②勤労者の就労不能等に伴う損害（給与等の減収分と追加的費用）、③取引先の要求などにより実施した商品の検査費用、④外国人の来訪解約に伴う減収等を対象とした。

これらの損害賠償請求に当たっては、震災そのものの影響と切り分ける必要があるが、個別・具体的に請求することになる。

福島県弁護士会では、被害者救済センターを各支部に開設する予定なので、相談してほしい。

②「福島県原子力災害の現状と放射線対策について」

講師 ㈱日本環境調査研究所事業企画部
＜第一種放射線取扱主任者＞

茂木 道教氏

福島第一原発から放出された汚染物質により、中通りでは、3月15日の夕方の雨により主に地表面が汚染された。第一原発から北西方面へは、放射性ガス粉塵により汚染が流れ込んだ。

汚染物質から放出される放射線により被ばくするが、家の中は外の1/2～1/3以下の線量率となっている。また、雪解けや汚染面の風化などにより汚染物質が移動することがある。雨水マスや側溝、水たまりなどがホットスポットになり易い。

放射線測定器はいろいろあるが、β線の表面汚染測定器で藁や食品の汚染程度を計測することができる。

これからは、汚染された環境修復（除染）が重要である。水の浄化には、ゼオライトやFSK含浸布がセシウムを吸着する。

また、芝生は、表面から1cmのサッチという部分に付着しているので、根を残して汚染部位を除去すれば線量率は1/3～1/10以下になり、芝の再生が可能である。コンクリートやアスファルトの除染は、ワイヤブラシと水で洗浄すれば、1/5～1/2に線量率が下がる。いずれ、セシウムに汚染した廃棄土壌等の管理処分場が必要になる。

外部被ばくや食品からの内部被ばくについての正確な知識のもとに、日常生活では平衡ある対応を図るとともに、汚染の経緯、特徴を考慮した対策を行うことが必要である。

特集 原発事故関連

損害賠償請求について

東京電力株式会社より、被害者のみなさまへ損害賠償請求の概要が提示されました。
被害者のみなさまへの補償につきましては、原子力損害賠償制度にもとづき誠意をもって公正かつ迅速に対応していくとのことです。
サービス業についての本補償の請求内容等が示されましたので、下記に概略を記載します。

〈サービス業〉

賠償内容	風評被害
損害項目	風評被害による減収分（逸失利益）、放射線検査費用、追加的費用
（参考）逸失利益を算出する数式	
① 販売を行う物品又は提供するサービス等に関して風評被害が生じた場合	
$\text{逸失利益} = \left[\begin{array}{c} \text{対象となる事業所に} \\ \text{かかる基準となる} \\ \text{売上高} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{利益率} \end{array} \right] \times \left(\left[\begin{array}{c} \text{利益減少率} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{「本件事故」以外の} \\ \text{要因による} \\ \text{売上減少率} \end{array} \right] \right)$	
② サービス等を提供する事業者から来訪を拒否されたことにより損害が発生した場合	
$\text{逸失利益} = \left[\begin{array}{c} \text{売上の減少額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{費用の減少額} \end{array} \right] - \left(\left[\begin{array}{c} \text{違約金等の} \\ \text{受取額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{違約金等の} \\ \text{支払額} \end{array} \right] \right)$	

【電話でのお問い合わせ先】

〔東京電力株式会社 福島原子力補償相談室〕 0120-926-404（午前9時～午後9時）

【東京電力の主な相談窓口】

福島市	住所 受付時間 休日	福島市森合町14-11（福島中央郵便局向かいコンビニ跡地） 午前9時～午後5時 日曜日、祝日
郡山市	住所 受付時間 休日	郡山市駅前2-11-1（ビックアイウエスト1F） 午前9時～午後5時 日曜日、祝日
会津若松市	住所 受付時間 休日	会津若松市インター西52（会津アピオ内） 午前9時～午後5時 日曜日、祝日
いわき市	住所 受付時間 休日	いわき市平字堂根町1-4（いわき市文化センター1F大講義室） 午前9時～午後4時 日曜日

【福島県弁護士会による東京電力への損害賠償請求書類についての無料相談窓口】

相談は無料ですが、具体的な事件について弁護士に代理を依頼する場合は有料になります。

震災・原発無料面談相談予約受付		震災・原発無料電話相談	
平日	10時～16時	平日	14時～16時
電話	0120-700-791	電話	福島 024-534-1211
			郡山 024-925-6511
			会津若松 0242-27-2522
			いわき 0246-25-0455

生活衛生業の東日本大震災復興に関する調査結果【中間報告】

当指導センターでは、12の生活衛生同業組合のご協力により組合員の震災復興状況等を調査しました。その結果をご報告します。

調査回答者数308件（平成23年9月末現在）

① 災害による事業復旧状況（回答者数281件）

複数回答	回答数
現在でも休業している	30
既設地で仮設的再開	16
既設地で本格的再開	222
地域内に移転し仮設的再開	2
地域内に移転し本格的再開	2
地域外に移転し仮設的再開	2
地域外に移転し本格的再開	1
未定	2
その他	15

9月末現在、約8割の組合員が、既設地で本格的に再開している。

地域内外に移転して再開している組合員は仮設的・本格的併せて7件（2.5%）だった。

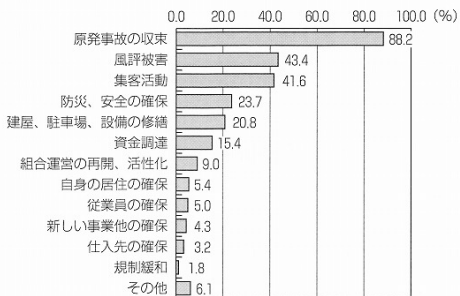


② 災害からの復旧・再建に向けての課題（回答者数279件）

複数回答	回答数
原発事故の収束	246
風評被害	121
集客活動	116
防災、安全の確保	66
建屋、駐車場、設備の修繕	58
資金調達	43
組合運営の再開、活性化	25
自身の居住の確保	15
従業員の確保	14
新しい事業他の確保	12
仕入先の確保	9
規制緩和	5
その他	17

復旧・再建に向けての課題について、原発事故の収束が全体の9割近くを占めた。

次いで、風評被害や集客活動など、原発事故に伴う影響を払拭すべき課題への回答も多い。

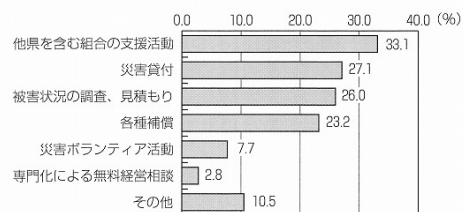


③ 3月11日以降にあなたの事業で受けた支援（回答者数181件）

複数回答	回答数
他県を含む組合の支援活動	60
災害貸付	49
被害状況の調査、見積もり	47
各種補償	42
災害ボランティア活動	14
専門化による無料経営相談	5
その他	19

支援を受けた組合員の中で、組合からの支援活動を受けている割合が最も高い。

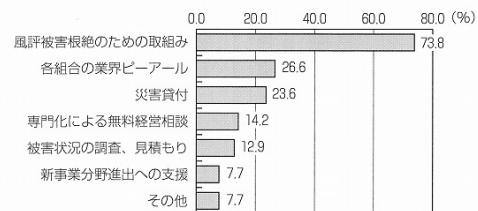
ボランティアや無料相談などの無償サービスを活用している割合は少ない。



④ 復旧・再建に向けて希望する支援（回答者数233件）

複数回答	回答数
風評被害根絶のための取組み	172
各組合の業界ピーアール	62
災害貸付	55
専門化による無料経営相談	33
被害状況の調査、見積もり	30
新事業分野進出への支援	18
その他	18

風評被害根絶のための取組みへの期待が最も高く、次いで、業界ピーアール、災害貸付への期待が高い。

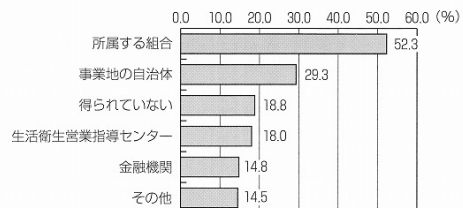


⑤ 復旧・再建に役立つ情報の入手先（回答者数256件）

複数回答	回答数
所属する組合	134
事業地の自治体	75
得られていない	48
生活衛生営業指導センター	46
金融機関	38
その他	37

復旧・再建に役立つ情報を、組合や自治体から得ている割合が高い。

一方、組合員の約2割が「得られていない」と回答しており、情報提供に関する課題があることがわかる。



特集

原発事故に関する損害賠償請求

東京電力への
損害賠償請求説明会を開催

原発事故に係る東京電力への損害賠償請求説明会（興行、理容、美容、クリーニング、飲食業等のサービス業向け）を、当指導センター主催により下記のとおり開催しました。

- ① 11月21日(月) いわき市生涯学習プラザ 参加者48名
- ② 11月22日(火) コラッセふくしま 参加者28名

東京電力の職員から具体的な請求書の作成方法について説明があり、真剣な質疑応答が行われました。（福島会場の説明会は、福島中央テレビの取材が入り、タワのニュースで放映されました。）



11月22日 福島会場

また、県旅館ホテルと食肉の両生同組合では、それぞれ独自に説明会を開催し、東電から請求方法について説明を受けました。

県旅館ホテル生同組合では、11月7日(月)、8日(火)の二日間にわたり、ホテル華の湯において約300名の組合員が参加し、観光業向けの請求について東電から説明を受けました。

また、県食肉生同組合では、11月14日(月)にコラッセふくしまで約60名の組合員が参加し、加工・流通業者向けの請求について、説明を受けました。

＜請求の仕方＞

今年3月から8月末までの分が第1回の請求になります。以後、9月～11月分が第2回、12月～来年2月分が第3回の請求と、3か月分づつの請求をするようになります。

未だ、請求書を取り寄せていない方は、**東京電力福島原子力補償相談室**（フリーダイヤル0120-926-404、9:00～21:00）に連絡して請求書を取り寄せてください。

損害賠償に関するQ&A

（11月21～22日の説明会での質疑応答です。）

Q① 内容が難しいので、組合単位の利益率等を算出してそれで簡易に請求する方法はないか。

A 個別の相談に応ずることをお願いしたい。

Q② 個人情報扱うことになるが、どのように考えているのか。

A 情報については、第3者に漏れることのないよう厳重に管理する。

Q③ 昨年開業した場合の請求は、どうするのか。

A サービス業向けの請求書ではなく、「⑩その他ご請求用」を使用する。

Q④ 4月決算の場合は、基準年度はどのようなになるのか。

A 平成21年度分が、基準年度になる。

Q⑤ 今回の震災では、阪神大震災に比べて軽微な被害のところもあり、3%の控除率は、高すぎると思うがどうか。

A 別様式（⑩その他請求）で3%を0%として計算しての請求可。（ただし、協議となるが）

Q⑥ 昨年法人成りした場合の添付書類は。

A 個人・法人の両方の決算書等を準備願いたい。

Q⑦ 線量計を購入した費用は、対象にならないのか。

A 追加的費用の中で請求できる。なお、検査費用は、実費となる。

Q⑧ 従業員が避難したところから通勤しているため、通勤費用がかかる。営業利益が黒字の場合は、請求できないのか。

A サービス業向けの請求書ではなく、「⑩その他ご請求用」を使用し、請求できる。

Q⑨ イベントが中止になったことによる売上げ減については、どのように計算するのか。

A 売上が減少したのであれば、逸失利益に含まれるので、請求の対象に含まれる。

※なお、ご不明の点は、相談窓口（フリーダイヤル0120-926-404 東京電力福島原子力補償相談室）へお問い合わせください。

東京電力の福島県内損害賠償相談窓口一覧

市町村名	窓 口 の 住 所	受 付 時 間	休 日
福 島 市	福島市森合町14-11 (福島中央郵便局向かいのコンビニ跡)	午前9時～午後5時	日曜日・祝日
	福島市三河南町1-20 (コラッセふくしま) ※1/4～ 3F302B会議室 (ただし、1/16～20、2/3、 2/22は5F研修室B)	午前9時～午後4時	土曜日・日曜日・祝日
川 俣 町	川俣町大字鶴沢字馬場7-1	午前9時～午後4時	土曜日・日曜日・祝日
二 本 松 市	二本松市若宮2-154-1	午前9時～午後5時	日曜日・祝日
郡 山 市	郡山市駅前2-11-1 (ビッグアイウエスト1F)	午前9時～午後5時	日曜日・祝日
田 村 市	田村市船引町船引字館柄65	午前9時～午後5時	日曜日・祝日
白 河 市	白河市高山西162-21	午前9時～午後5時	日曜日・祝日
会津若松市	会津若松市インター西52 (会津アピオ内)	午前9時～午後5時	日曜日・祝日
南 相 馬 市	南相馬市原町区大木戸字金場77 (ジャスマール内)	午前9時30分～午後4時	日曜日・祝日
広 野 町	広野町大字下北迫字苗代替35 (広野町役場本庁舎内)	午前9時～午後4時	なし
いわき市	いわき市平字大町7-2 明治安田生命いわきビル1F	午前9時～午後5時	なし
	いわき市平字十五丁目18-6 いわき第一日本興亜ビル2F	午前9時～午後5時	土曜日・日曜日・祝日
	いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前5 (広野町役場湯本支所内)	午前9時～午後4時	なし

お問い合わせ先：

東京電力福島原子力補償相談室 0120-926-404 (フリーダイヤル)

受付時間：9:00～21:00

設備資金 金利引下げ！

～ 23年度第3次補正予算成立で ～

福島県など特定被災地域の振興のため、日本政策金融公庫を利用し、設備を行う方を対象に「設備資金貸付利率特例制度」が適用されます。

融資日から2年間現行金利1.85% (平成23年12月19日現在) より、0.5%引下げられます。

主な制度 …… ① 生活衛生改善貸付 (衛経) ② 生活衛生改善貸付別枠 (災害衛経)

③ 振興事業貸付 ④ 東日本大震災復興特別貸付 ⑤ 一般貸付など

※詳しくは福島県生活衛生営業指導センターへ ☎024-525-4085

資－５ 空き店舗情報

【福島市中心街】

NO.	業種	住所	面積 (坪)	賃料	坪単価	敷金・礼金・共益費 ・保証金等	その他
1	物販		35.38	要相談		要相談	物販店が5月末で退店予定。 広いので数店舗で共同オープンを
2	飲食	置賜町	19?	170,000	8,947		5月に退店。厨房機器は要相談。
3	物販	万世町	10.00	80,000	8,000	敷②・礼①・共なし・ 仲①	中央通13号寄、元ネイルサロン
4	?	新町	12.20	105,000	8,607	敷③・礼、共なし・仲①	中島商店隣り。中央通、 稲荷神社近く
5	物販 飲食	新町	9.02	75,000	8,315	敷③・礼、保なし	元雀荘。ミニキッチン、トイレ
6	物販 飲食	新町	18.18	95,000	5,226	敷⑤・礼、保なし	内外装、床まで全て工事が必要。 改修費多額。
7	物販	新町	1.90	25,000	13,158	敷10万・礼、保なし	電気代含む。トイレ水道なし。 物販店(対面販売)向き
8	物販 飲食	新町	25.80	1,800,000		売家、3階建て、 仲94,500円	大幅改修は困難。事務所、 物販店向き。売り物件
9	物販 飲食	新町	13.00	110,000	8,461	敷②・礼①・共5,000・ P1台・火災保険加入	物販・飲食・事務所可。 先日リフォーム済み
10	物販	大町	5.00	70,000	14,000	敷③・礼なし・共2,000・ 仲①	レンガ通り。奥行きあり。
11	物販	陣場町	30.27	283,500	9,365	敷②・礼①	元美容院、広くてきれい
12	物販	大町	23.00	150,000	6,522	敷③・礼なし・共込み・ 仲①・P2,3台北側あり	
13	物販	陣場町	35.20	140,000	3,977	敷②・礼①	広い、きれい、大通り沿い

【郡山市中心街】

NO.	住所	通り	備考
1	大町1-17	大重	仮設事業所
2	大町2-20	大重	移転
3	大町1-2	大町	
4	大町1-2	大町	閉店
5	大町1-2	大町	
6	大町1-3	大町	商店
7	大町1-3	大町	移転
8	駅前2-7	大町	
9	大町1-4	大町	
10	大町1-6	大町	
11	大町1-11	大町	
12	駅前2-1	駅前アーケード	
13	駅前2-2	駅前アーケード	
14	駅前2-5	駅前アーケード	
15	駅前2-6	駅前アーケード	閉店
16	大町1-3	駅前大通り	不動産会社
17	大町1-3	駅前大通り	
18	大町1-3	駅前大通り	閉店
19	駅前1-2	駅前大通り	
20	駅前1-4	駅前大通り	旅行代理店
21	駅前1-5	駅前大通り	不動産会社
22	駅前1-6	駅前大通り	時計店
23	駅前1-6	駅前大通り	
24	駅前2-3	駅前大通り	空き地
25	中町2	中央通り	
26	中町5	中央通り	移転
27	中町7	中央通り	閉店
28	中町7	中央通り	閉店
29	中町11	中央通り	移転
30	中町11	中央通り	移転
31	駅前1-1	駅前南通り	閉店
32	駅前1-7	駅前南通り	閉店
33	駅前1-9	駅前南通り	薬局移転
34	駅前1-9	駅前南通り	テナント募集中
35	駅前1-9	駅前南通り	
36	本町1-3	本町	
37	本町1-6	本町	
38	本町1-11	本町	
39	本町1-14	本町	
40	中町17	旭通り	
41	中町17	旭通り	
42	本町1-14	旭通り	
43	本町1-14	旭通り	
44	本町1-15	旭通り	閉店
45	本町1-15	旭通り	空き地
46	本町2-2	南銀座	洋品店閉店
47	本町2-3	南銀座	
48	本町2-6	南銀座	
49	本町2-15	南銀座	空き家
50	本町2-20	南銀座	空き家
51	本町2-21	南銀座	

【白河市中心街】

NO.	業種	住所	面積 (坪)	賃料	坪単価	敷金・礼金・共益費 ・保証金等	その他
1	店舗	中町	13.00	50,000		敷①、P有	電気・上水道・下水道 ・トイレ
2	その他 (店舗及び住居)	年貢町	10.00	40,000		敷①、P有(3台)	電気・上水道・下水道 ・トイレ(水洗)・その他 (和室4間、洋間2室)
3	店舗・事務所	横町	7.00	50,000		礼①、P有(概ね10台) (駐車場代は別)	電気・上水道・トイレ (共同)
4	店舗	一番町	81.00	50,000		P有(概ね13台)	電気・上水道・下水道 ・トイレ
5	店舗	郭内	29.58	150,000		敷③、P有(概ね2台)	電気 上水道・下水道 ・トイレ
6	店舗・事務所	中町	27.21	120,000		敷③、P有(概ね2台)	電気 上水道・トイレ ・その他(浄化槽)
7	店舗	中町	11.30	50,000			電気
8	店舗	大手町	85.00	応相談		敷③、P有(概ね7台)	電気・上水道・下水道 ・トイレ・その他 (冷暖房、床暖房(1階))
9	事務所	中町	13.00	70,000		敷③	電気・上水道・下水道 ・トイレ
10	店舗・事務所	年貢町	15.00	応相談		P有(概ね4台)	電気・上水道・トイレ
11	店舗	大手町	7.40	70,000		敷③、礼①	電気・上水道・下水道 ・トイレ
12	店舗・事務所	横町	11.38	70,000		P有(4台)	電気・上水道・トイレ 夜営業不可、住居スペース有 (賃料は応相談)
13	事務所	田町	12.00	25,000		共5,000	電気・上水道・下水道 ・トイレ(外)
14	店舗	愛宕町	20.00	80,000		敷①、礼①	電気・上水道・トイレ
15	店舗・事務所 (2階も使用可)	横町	15.00	応相談		敷②	電気・上水道・下水道 ・トイレ
16	店舗	本町	12.00	68,000		敷②	電気・上水道・下水道 ・トイレ
17	店舗	本町	9.60	55,000		敷②	電気・上水道・下水道 ・トイレ
18	店舗・住居	本町	1階:41.75 2階:36.92	80,000			電気・上水道・下水道 ・トイレ・浴室・倉庫等
19	店舗	道場小路	13.50	100,000		敷①	電気・上水道・トイレ ・浄化槽
20	店舗	道場小路	25.00	200,000		敷①	電気・上水道・トイレ2カ所 ・浄化槽
21	店舗	道場小路	12.00	100,000		敷①	電気・上水道・トイレ ・浄化槽
22	店舗・事務所	大手町	25.00	95,000		敷②、P有(概ね4台)	電気・上水道・下水道 ・トイレ

【二本松市】

NO.	業種	住所	面積 (㎡)	賃料	坪単価	敷金・礼金・共益費 ・保証金等	その他
1		若宮	322.88	450,000		敷③、礼②、共実費、 仲①、P有(11台)	事務所、倉庫
2		若宮	203.56	250,000		敷②、礼①、仲①	
3		本町	77.62	120,000		敷③、礼①、仲①	給湯、照明
4		金色	58.42	100,000		敷②、礼①、仲①	エアコン、照明
5		藤次郎内	72.87	90,000		敷②、礼①、仲①	給湯、エアコン
6		向原	78.79	150,000		敷②、礼①、仲①	湯沸し、ガスコンロ、エアコン、 照明
7		若宮	54.38	85,000		敷②、礼①、共実費、仲 ①	エアコン
8		金色久保	70.97	80,000		敷②、礼①、仲①	エアコン
9		岳温泉	79.34	150,000		敷②、礼①、仲①、 P有(5台)	照明
10		榎戸	97.62	131,250		敷④、礼なし、共3,000、 仲①、P有(4台)	エアコン、照明

資一 6 生活衛生改善貸付（衛経）チラシ

生活衛生同業組合員の方の特典です!!

- ・ 無担保
- ・ 無保証人
- ・ 低金利

の有利な融資制度

日本政策金融公庫の

生活衛生改善貸付（衛経）

ご利用いただける方	各生活衛生同業組合の経営特別相談員（生活衛生営業指導センターの経営指導員）が行う、経営指導に基づいて、各生活衛生同業組合（生活衛生指導センター）の理事長の推薦を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしている必要があります。 ① 営業許可等を受けている生活衛生関係業者であること ② 常時雇用する従業員が5人以下の法人又は個人であること ③ 原則として6ヵ月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること ④ 最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること ⑤ 所得税、法人税、事業税又は都道府県民税や市町村民税をすべて完納していること
融資限度額	運転・設備合わせて1,500万円 ※震災別枠で1,000万円
融資期間	運転7年（1年以内）・設備10年（2年以内）
融資利率	年1.85%（平成23年10月13日現在） ※震災別枠の利率は、当初3年間0.95%
担保・保証人	無担保・無保証人

※ ご融資額及びご返済期間の拡充と**震災別枠**のお取り扱いとは**平成24年3月31日**までです。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

※ 利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利（固定）は、記載されている利率とは異なる場合がございます。

※ 詳しくは、下記の各生活衛生同業組合、福島県生活衛生営業指導センターにお気軽にご相談ください。

生活衛生同業組合					
組合名	事務所所在地	電話番号	組合名	事務所所在地	電話番号
興行	郡山市駅前2-9-7（郡山テアトル内）	024-922-0826	飲食業	福島市新町1-11（ますやビル1階）	024-521-6402
クリーニング	福島市仁井田字前林川原18-1	024-593-0570	食肉	福島市中町5-21（消防会館2階）	024-522-1095
理容	郡山市富久山町久保田字金堀田53-2	024-923-2016	すし商	福島市渡利字山ノ下前16-4	024-523-1555
美容業	郡山市本町1丁目5-10 （カナヤマ第一ビル3階302号室）	024-932-8157	社交飲食業	福島市五月町3-7 （ハイツタカン103号）	024-523-0289
公衆浴場業	福島市笹木野字笹木野原4-140	024-591-4265	喫茶飲食	南相馬市原町区旭町1-18 （南いこい商事内）	0244-23-3643
旅館ホテル	福島市本町4-17（岩瀬ビル2階）	024-521-1448	中華飲食	いわき市平字白銀町6-9（鳳翔内）	0244-23-0251

(財)福島県生活衛生営業指導センター

〒960-8053 福島市三河南町1番20号（コラッセふくしま7階）

TEL 024-525-4085 ・ FAX 024-525-4086

資一 7 福島原発事故対策研修会実施要領

生衛業者のための福島原発事故対策研修会実施要領

1 目的

東日本大震災及び福島原発事故により、生活衛生営業者は大きな痛手を被っている。このため、福島原発事故による放射能対策や風評被害を含む損害賠償請求について説明会を開催し、生活衛生営業者の復興支援の一助とすることを目的とする。

2 対象者

生活衛生営業者
生活衛生同業組合役職員(支部役職員を含む)
生活衛生営業経営特別相談員等

3 開催日時

平成23年8月11日(木) 午後1時30分から午後4時まで

4 開催場所

福島市子どもの夢を育む施設「こむこむ」

5 主催者

(財)福島県生活衛生営業指導センター
(福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま7階)

6 後援

福島県、福島市

7 内容

時 間	研 修 内 容 等	講 師 等
13:00～13:30	受 付	
13:30～14:45	原発事故による風評被害損害賠償請求について	弁護士 鈴木 芳喜 氏
14:45～16:00	福島県原子力災害の現状と放射線対策について	(株)日本環境調査研究所 事業企画部 〈第一種放射線取扱主任者〉 茂木 道教 氏



資一 8 東日本大震災福島原発事故復興支援協議会設置要綱

平成23年度東日本大震災福島原発事故復興支援協議会設置要綱

(目 的)

第1条 福島県においては、東日本大震災及び福島原発事故により生活衛生営業者が経営存続の危機に瀕している。金融、経営、労務等の支援を行い復興を促進するため、(財)福島県生活衛生営業指導センター(以下「指導センター」という。)内に、東日本大震災福島原発事故復興支援協議会(以下「支援協議会」という。)を設置する。

(業 務)

第2条 支援協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)再生支援事業の実施
- (2)災害関係貸付の推進
- (3)災害特別相談会の開催
- (4)被災状況、損害状況、復興計画の調査
- (5)復興のための各種情報の提供
- (6)震災補償の積算支援
- (7)研修会の開催
- (8)支援協議会の開催
- (9)その他復興に関する事業

(組 織)

第3条 支援協議会は、委員15名以内で組織する。

(委 員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから指導センター理事長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 2名以内
- (2) 関係行政機関を代表する者 1名
- (3) 生活衛生関係営業代表 12名以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、この要綱施行の日から平成24年2月29日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 支援協議会に、会長1名、副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。
- 3 会長は、支援協議会を統括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 支援協議会は、指導センター理事長の要請により、会長が招集する。

- 2 支援協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 支援協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事 務)

第8条 支援協議会の事務は、指導センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、指導センター理事長が定める。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

資－９ 東日本大震災復興支援協議会委員名簿

	所 属	氏 名	所 属 組 合 役 職 等
委員長	学識経験者	樋口 良之	福島大学 共生システム理工学類 准教授
副委員長	学識経験者	柳沼 芳裕	中小企業診断士・経営士
副委員長	社交飲食業	新城 満夫	県社交飲食業生活衛生同業組合副理事長兼専務理事
委員	行政関係者	大島 正敏	福島県保健福祉部食品生活衛生課長
委員	興 行	阿部 泰宏	県興行生活衛生同業組合理事長
委員	クリーニング	伏見 光	県クリーニング生活衛生同業組合専務理事
委員	理 容	田代 保広	県理容生活衛生同業組合理事
委員	美 容 業	眞殿 正志	県美容業生活衛生同業組合副理事長
委員	公衆浴場業	門馬 浩二	県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長
委員	旅館ホテル	佐藤 精寿	県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局長
委員	飲 食 業	橋本 正敏	県飲食業生活衛生同業組合理事
委員	食 肉	早尾 武章	県食肉生活衛生同業組合副理事長
委員	す し 商	根本 誠三郎	県すし商生活衛生同業組合理事長
委員	喫 茶 飲 食	種村 英明	県喫茶飲食生活衛生同業組合副理事長
委員	中華飲食業	川見 晃	県中華飲食業生活衛生同業組合理事

財団法人 福島県生活衛生営業指導センター
〒960-8053
福島県福島市三河南町1番 20 号(コラッセふくしま7階)
TEL 024-525-4085 FAX 024-525-4086